

国民生活基礎調査見直しに係る
参考資料（案）

平成26年12月19日

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課世帯統計室

－ 目 次 －

参考 1	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）及び 平成 25 年 1 月 25 日付け諮問第 45 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 （抜粋）	1
参考 2	国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について	2
参考 3	新調査票イメージ案	3
参考 4	現行（平成 25 年）調査項目の削減案	27
参考 5－1	国民生活基礎調査見直しに係るアンケート（都道府県市用）	29
参考 5－2	国民生活基礎調査見直しに係るアンケート（調査員用）	31
参考 6	アンケート自由記載 回答一覧（一部抜粋）	33
参考 7	平成 24 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）	50
	平成 25 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）	53

国民生活基礎調査への各種指摘

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

2 統計委員会の諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日府統委第 7 号）における指摘

項目	指摘内容
3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について	<p>本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘されている。また、その検討時期については、平成 25 年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。</p> <p>これらに関する厚生労働省の検討結果は、次のとおりである。</p> <p>「① 所得票及び貯蓄票について都道府県別の統計表を有用な精度で作成するためには、これらの調査票の標本規模を、現行の約 5 万世帯から、都道府県別の結果表を作成している世帯票と同程度の規模である約 27 万 7 千世帯まで拡大することが必要である。</p> <p>② 所得票等の標本規模を上記①のとおり拡大しようとした場合、以下の課題に対応する必要がある。</p> <p>i 所得票等の報告者が従前より 20 万世帯以上も増加することから、調査票の回収率の維持向上のため、報告者負担軽減を図る必要がある。</p> <p>ii 本調査は調査員調査であるため、現行の調査員一人当たりの受け持ち世帯数で標本規模を拡大した場合、調査員数を、現行の約 2 千人から約 1 万 1 千人に増やさなければならない。しかしながら、これに係る予算及び調査員の確保は難しいことから、標本規模の拡大のためには、調査員の実査業務に係る負担の軽減を図り、一人当たりの受け持ち世帯数を増やす必要がある。</p> <p>iii 本調査においては、保健所及び福祉事務所が調査組織に位置づけられており、標本規模を拡大した場合、これらの機関における調査関係業務（照会対応業務等）も大幅に増加することから、当該業務の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>③ 上記②の各課題に対して、以下の対応策の有効性の検証及び前回答申の課題への対応（前述 2 参照）を目的として、平成 23 年に試験調査の実施を計画したが、実施に至らなかった。このため、平成 28 年の大規模調査での実現に向けて、平成 26 年に試験調査を実施すべく検討を進める。</p> <p>i 報告者及び調査員の実査業務の負担軽減の観点から、調査事項の大幅な縮減</p> <p>ii 調査員の実査業務に係る負担軽減の観点から、郵送調査の導入及び調査時期の統一（注） （注）現在、大規模調査においては、調査実施年の 6 月に世帯票、健康票及び介護票による調査を実施し、その 1 カ月後の 7 月に所得票及び貯蓄票による調査を実施している。</p> <p>iii 調査機関である保健所等の調査関係業務の負担軽減の観点から、コールセンターの導入</p> <p>以上の厚生労働省の検討結果については、次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価する。</p> <p>① 指摘事項に対応する上での個別の課題について整理を行い、課題への対応策を立案していること。</p> <p>② 平成 23 年に対応策の有効性を検証するため試験調査の実施を計画したこと。</p> <p>③ 平成 28 年の大規模調査での実現に向けて、平成 26 年に試験調査を実施すべく検討を進めていること。</p>
4 今後の課題(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組	<p>前回答申の課題である非標本誤差の縮小及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成 28 年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。</p> <p>また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。</p>

国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について

各種指摘

- 1 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月閣議決定)
国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090313_2.html(本文51頁)
- 2 統計委員会の諮問第45号の答申(平成25年1月25日)
調査票の回収率向上及び非標本誤差の縮小を図るための調査方法等の見直しの検討について
http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/tousin/tousin_45.html

指摘への対応(必要条件と課題)

必要条件

【所得票等の都道府県別表章のため必要条件】
精度確保ために、現行標本規模の拡大(約5万世帯→約27万7千世帯)が必要

課題

報告者負担の軽減

調査票の回収率維持向上のため、報告者の負担軽減を図る必要がある

調査員負担の軽減

調査員確保が困難なため、調査員の負担軽減を図る必要がある
★現行調査実施期間に変更なし
★受持ち地区数の削減なし

自治体負担の軽減

保健所及び福祉事務所における調査関係業務(照会業務)の大幅増加の負担軽減を図る必要がある

負担軽減に必要な対応策案等

対応策

調査事項の縮減

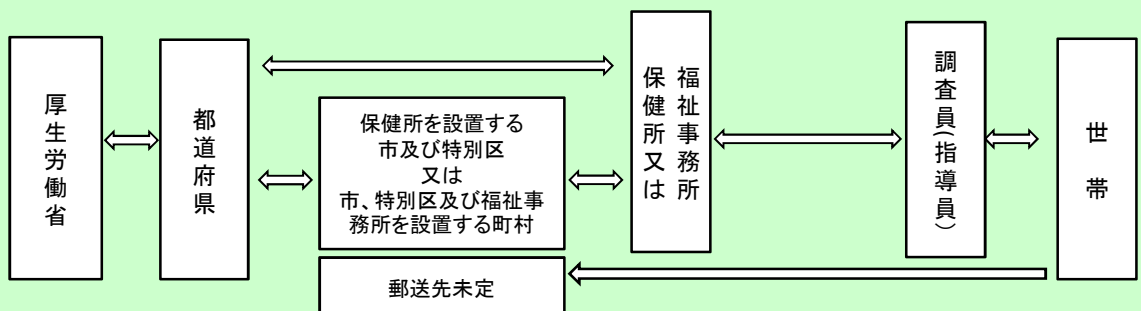
新調査票様式を導入し、調査票及び調査事項を縮減の可能性の検証

調査方法の見直し

- 調査時期統一の可能性の検証
- 調査ルート一元化の可能性の検証
- 郵送調査導入の可能性の検証
- コールセンター導入の有効性の検証

【対応策案の観点】

- 1 調査事項の縮減(別添「調査票」参照)
報告者及び調査員の実査業務の負担軽減の観点
- 2 調査方法
 - (1) 調査時期及び調査ルート一元化
調査員の実査業務の負担軽減の観点から、現行、保健所及び福祉事務所の2ルートで2回(6月・7月)実施する調査を1ルート及び1回に一元化して実施とする
 - (2) 郵送調査
調査員の実査業務の負担軽減の観点
 - (3) コールセンター
調査機関である保健所等の調査関係業務の負担軽減の観点



本調査票は、国民生活基礎調査の見直しの基礎資料として試行的に作成したイメージ案であり、今後の国民生活基礎調査の調査票として活用されるものではないことから、厳に取扱いに注意されたい。

調査員記入欄

地区番号						世帯番号					
------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

< 記入上の注意 >

- ・『(世帯部票)記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
- ・ご自分で記入できない方については、介護をしている方、又はご家族の方が回答してください。
- ・選択肢はあてはまる番号1つ、又はあてはまるすべての番号に○をつけてください。
- ・数字は右づめで記入してください。また、できるだけ黒のボールペンで記入してください。

世帯主又は世帯を代表する方が、あなた又はあなたの世帯について、平成●年●月●日現在の状況をお答えください。

- ・世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている人々(世帯員)の集まりをいいます。
- ・世帯員には、旅行や出張などで一時的(3か月以内)に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。また、病院に入院している人も含みますが、住民登録を病院に移している人は除きます。さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

質問1 世帯員数

ふだん一緒にお住まいで、生計をともにしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。(一時的に不在の方を含みます。)

	人
--	---

うち、18歳未満の未婚の子

うち、65歳以上の方

補問1-1 1人世帯(単独世帯)の方の場合は、その状況についてお答えください。

	人
--	---

	人
--	---

【単独世帯の状況】

1 住み込みの単独世帯

寮・寄宿舍等に居住する単独世帯

2 まかない付きの寮・寄宿舍等

3 その他の寮・寄宿舍等

4 1~3以外のその他の単独世帯

質問2 世帯構成

あなたからみた世帯員の構成で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------|--------------|
| 01 世帯主 | 07 世帯主の父母 |
| 02 世帯主の配偶者 | 08 配偶者の父母 |
| 03 子 | 09 祖父母 |
| 04 子の配偶者 | 10 兄弟姉妹 |
| 05 孫 | 11 その他親族 |
| 06 孫の配偶者 | 12 その他(親族以外) |

世帯主の配偶者(夫又は妻)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。

質問3 最多所得者

調査日前1年間で所得(年金、仕送り等を含む。)が最も多かった方1名の性・出生年月を記入してください。性・元号は、あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

(1) 性		(2) 出生年月																
1 男	2 女	1 明治	2 大正	3 昭和	4 平成										年			月

裏面に続きます。

質問4 ●月中の家計支出総額（世帯の方全員の支出金額の合計額）を記入してください。

							万円
--	--	--	--	--	--	--	----

※以下の費用は家計支出には含めないでください。
税金、社会保険料、事業上の支払い（農家における肥料や農具、商店における商品の仕入れに使った金等）、貯蓄、借金や住宅ローンなどの返済、掛け捨て型以外の生命保険料・損害保険料

・貯蓄、借入金は、世帯主だけでなく世帯員全員の合計を記入してください。
なお、ここという貯蓄・借入金には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。

質問5 あなたの世帯に以下に掲げる貯蓄はありますか（平成●年●月末日現在）。
「1 貯蓄あり」「2 貯蓄なし」のいずれかに○をつけ、貯蓄がある場合は合計貯蓄現在高を記入してください。

<p>(1) ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への貯金（預金）（通 常貯金・普通預金、定額・定期貯金（預金）、積立貯金（預金）、当座預金等）</p> <hr/> <p>生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険料（掛け 捨での保険は除きます。）</p> <p>(2) 【計算例】 ・月々の払込み額×12（か月）×これまでに払込んだ年数 ・年間の払込み額×これまでに払込んだ年数</p> <hr/> <p>株式・株式投資信託（時価） 債券（額面）、公社債投資信託（時価） 金銭信託・貸付信託（額面）</p> <p>(3) ※ 時価は 6月末日で計算</p> <hr/> <p>(4) その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）</p>	<p>1 貯蓄あり 2 貯蓄なし</p> <p>1 貯蓄あり 2 貯蓄なし</p> <p>1 貯蓄あり 2 貯蓄なし</p> <p>1 貯蓄あり 2 貯蓄なし</p>
---	---

合計貯蓄現在高

							万円
億	千	百	十	-			

質問6 あなたの世帯に土地・家屋の購入、耐久消費財の購入、教育資金等の生活のために必要な資金の借入金はありますか（平成●年●月末日現在）。
あてはまる番号に○をつけ、借入金がある場合は合計借入金残高を記入してください。

1 借入金あり	➔	合計借入金残高	
2 借入金なし			

							万円
億	千	百	十	-			

質問7 生活意識
現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 大変苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 大変ゆとりがある

ご記入ありがとうございました。

本調査票は、国民生活基礎調査の見直しの基礎資料として試行的に作成したイメージ案であり、今後の国民生活基礎調査の調査票として活用されるものではないことから、厳に取扱いに注意されたい。

調査員記入欄

地区番号						世帯番号				
------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

＜ 記入上の注意 ＞

- ・ この調査票は、世帯の方全員が1人1冊ずつ、記入してください。
- ・ 『(世帯員票) 記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・ もし記入方法がわからなかった場合は、調査員が受け取りにうかがったときにおたずねください。
- ・ ご自分で記入できない方については、介護をしている方、又はご家族の方が回答してください。
- ・ 選択肢はあてはまる番号1つ、又はあてはまるすべての番号に○をつけてください。
- ・ 数字は右づめで記入してください。
- ・ できるだけ黒のボールペンで記入してください。

質問1 世帯主との続柄
あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------|--------------|
| 01 世帯主 | 07 世帯主の父母 |
| 02 世帯主の配偶者 | 08 配偶者の父母 |
| 03 子 | 09 祖父母 |
| 04 子の配偶者 | 10 兄弟姉妹 |
| 05 孫 | 11 その他親族 |
| 06 孫の配偶者 | 12 その他(親族以外) |

世帯主の配偶者(夫又は妻)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。
兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。
「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。

質問2 あなたの性・出生年月を記入してください。
あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

(1) 性	(2) 出生年月
1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成
	年 月

質問3 配偶者(夫又は妻)の有無 あてはまる番号1つに○をつけてください。

「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含まれます。

- | | | | |
|---------|------|------|------|
| 1 配偶者あり | 2 未婚 | 3 死別 | 4 離別 |
|---------|------|------|------|

質問4 医療保険の加入状況

保険証又は組合員証で確認してお答えください。

なお、後期高齢者医療制度に加入している方は、「5」のみに○をつけてください。

国民健康保険	→	1 市町村
被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等)		2 組合
	→	3 加入者本人
		4 家族(被扶養者)
5 後期高齢者医療制度		
6 その他		

次頁に続きます。

質問5 公的年金・恩給の受給状況

受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。

なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。

受給している	1 基礎年金	4 国民年金	7 共済年金
	2 基礎年金と厚生年金	5 福祉年金	8 恩給
	3 基礎年金と共済年金	6 厚生年金	9 その他
	10 受給していない		

質問6 乳幼児(小学校入学前)の保育状況

日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。

1 乳幼児の父母	2 乳幼児の祖父母	3 認可保育所
4 認可外保育施設	5 幼稚園	6 その他

質問7 教育

現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。

予備校などはここでいう学校には含めません。

1 在学中	→	1 小学・中学
2 卒業		2 高校・旧制中
3 在学した ことがない		3 専門学校
		4 短大・高専
		5 大学
		6 大学院

質問8 公的年金の加入状況

加入している
20歳以上、60歳未満の方は原則として加しています。

加入していない
20歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢年金又は退職年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します。

公的年金に加入している
1 国民年金第1号被保険者 (自営業者や学生等)
2 国民年金第2号被保険者 (厚生年金・共済年金の加入者)
3 国民年金第3号被保険者 (第2号被保険者の配偶者)
4 公的年金に加入していない

次頁に続きます。

質問9 ●月中の仕事の状況

仕事あり	仕事なし
↓	↓
1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他	5 通学 6 家事 7 その他
	(質問14へ)

収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。
 無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。
 PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。
 なお、家事には、育児、介護などを含まれます。

質問10 1週間の就業日数等

●月●日(月)～●日(日)の1週間に実際に仕事をした日数と時間をお答えください。
 なお、複数の仕事をした場合は、すべての合計をお答えください。

質問9で「1」～「4」(仕事あり)と回答した方についてお答えください。

【就業日数】 1週間の仕事をした日数 <input type="text"/> 日	【就業時間】 1週間の残業も含めた 総時間 <input type="text"/> 時間
--	---

質問11 就業開始時期

現在の主な仕事について、その仕事についた時期をお答えください。

1 大正 2 昭和 3 平成 年 月

質問12 勤めか自営かの別

現在の主な仕事について、お答えください。

01 一般常雇者(契約期間の定めのない雇業者) 02 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇業者) 03 1月以上1年未満の契約の雇業者 04 日々又は1月未満の契約の雇業者	05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者(自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他	↓ 質問13へ
--	---	------------

補問12-1 勤め先での呼称

「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。

質問12で「01」～「04」と回答した方についてお答えください。

1 正規の職員・従業員	2 パート	3 アルバイト
4 労働者派遣事業所の派遣社員	5 契約社員	6 嘱託
		7 その他

補問12-2 企業規模・官公庁の別

本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員数をお答えください。

「官公庁」とは、国の機関や地方自治体をいいます。

質問12で「01」～「04」と回答した方についてお答えください。

1 1～4人	2 5～29人	3 30～29人	4 100～299人
5 300～499人	6 500～999人	7 1000～4999人	8 5000人以上
9 官公庁			

次頁に続きます。

質問13 あなたは**現在**、病院や診療所に入院中、又は、介護保険施設に入所中ですか。

1	はい
2	いいえ

40歳未満の方は質問34（所得の質問）へ。
40歳以上の方は質問27（介護の質問）へ。

※ 介護保険施設とは、介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設をいいます。

質問14 あなたは**ここ数日**、病気やけがなどで体の具合の悪いところ（自覚症状）がありますか。

1	ある	2	ない	→	質問15へ
---	----	---	----	---	-------

補問14-1 それは、どのような症状ですか。**あてはまるすべての症状名の番号に○をつけてください。**
その中で最も気になる症状名の番号を番号記入欄に記入してください。

全身症状	01 熱がある	呼吸器系	15 せきやたんが出る	筋骨格系	29 肩こり			
	02 体がだるい		16 鼻がつまる・ 鼻汁が出る		30 腰痛			
	03 眠れない		17 ゼイゼイする		31 手足の関節が痛む			
	04 いらいらしやすい		18 胃のもたれ・ むねやけ		32 手足の動きが悪い			
	05 ものを忘れする		19 下痢		33 手足のしびれ			
	06 頭痛		20 便秘		34 手足が冷える			
	07 めまい		21 食欲不振		35 足のむくみやだるさ			
	眼		08 目のかすみ		消化器系	22 腹痛・胃痛	尿路生殖器系	36 尿が出にくい・ 排尿時痛い
			09 物を見づらい			23 痔による痛み・ 出血など		37 頻尿(尿の出る回数が多い)
			10 耳なりがする			24 歯が痛い		38 尿失禁(尿がもれる)
	耳		11 きこえにくい		歯	25 歯ぐきのはれ・出血	損傷	39 月経不順・月経痛
			12 動悸			26 かみにくい		40 骨折・ねんざ・ 脱ぎゅう
	胸部		13 息切れ		皮膚	27 発疹(じんま疹・できもの など)	41 切り傷・やけどなどの けが	
			14 前胸部に痛みが ある			28 かゆみ(湿疹・水虫など)		42 その他

最も気になる症状の番号記入欄 → 番

補問14-2 最も気になる症状に対して、なんらかの治療をしていますか。
あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 病院・診療所に通っている（往診、訪問診療を含む） |
| 2 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている |
| 3 売薬をのんだり、つけたりしている |
| 4 それ以外の治療をしている |
| 5 治療をしていない |

質問15 あなたは**現在**、傷病（病気やけが）で病院や診療所（医院、歯科医院）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）に通っていますか。（往診、訪問診療、補問14-1の症状で通っているものを含む）

1	通っている	2	通っていない	→	質問16へ
---	-------	---	--------	---	-------

補問15-1 どのような傷病（病気やけが）で通っていますか。**あてはまるすべての傷病名の番号に○をつけてください。**その中で最も気になる傷病名の番号を番号記入欄に記入してください。

内分泌・代謝障害	01 糖尿病	呼吸器系	15 急性鼻咽頭炎(かぜ)	尿路生殖器系	32 腎臓の病気
	02 肥満症		16 アレルギー性鼻炎		33 前立腺肥大症
	03 高脂血症 (高コレステロール血症等)		17 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)		34 閉経期又は閉経後障害 (更年期障害等)
	04 甲状腺の病気		18 喘息		損傷
精神・神経	05 うつ病やその他の こころの病気	19 その他の呼吸器系 の病気	36 骨折以外のけが・ やけど		
	06 認知症	消化器系	20 胃・十二指腸の病気	37 貧血・血液の病気	
	07 パーキンソン病		21 肝臓・胆のうの病気	38 悪性新生物(がん)	
08 その他の神経の病気 (神経痛・麻痺等)	22 その他の消化器系 の病気		39 妊娠・産褥 (切迫流産、前置胎盤等)		
循環器系	09 眼の病気	皮膚	23 歯の病気	40 不妊症	
	10 耳の病気		24 アトピー性皮膚炎	41 その他	
	11 高血圧症		25 その他の皮膚の病気	42 不明	
	12 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	筋骨格系	26 痛風	最も気になる傷病の 番号記入欄 → <input type="text"/> 番	
			27 関節リウマチ		
			28 関節症		
13 狭心症・心筋梗塞	29 肩こり症				
14 その他の循環器系の 病気	30 腰痛症				
	31 骨粗しょう症				

6歳未満の方は質問34（所得の質問）へ。6歳以上の方は続けてお答えください。

次頁に続きます。

質問16 あなたは**現在**、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。

1 ある 2 ない → 質問17へ

補問16-1 それは、どのようなことに影響がありますか。あてはまる**すべての**番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など） | 4 運動（スポーツを含む） |
| 2 外出（時間や作業量などが制限される） | 5 その他 |
| 3 仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される） | |

質問17 **健康意識**

あなたの健康状態はいかがですか。あてはまる**番号1つ**に○をつけてください。

- 1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない

12歳未満の方は質問34（所得の質問）へ。12歳以上の方は続けてお答えください。

質問18 あなたは**現在**、日常生活で悩みやストレスがありますか。

1 ある 2 ない → 質問19へ

補問18-1 それは、どのような原因ですか。あてはまる**すべての**原因の番号に○をつけてください。その中で**最も気になる原因の番号**を番号記入欄に記入してください。

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| 01 家族との人間関係 | 12 妊娠・出産 |
| 02 家族以外との人間関係 | 13 育児 |
| 03 恋愛・性に関すること | 14 家事 |
| 04 結婚 | 15 自分の学業・受験・進学 |
| 05 離婚 | 16 子どもの教育 |
| 06 いじめ、セクシュアル・ハラスメント | 17 自分の仕事 |
| 07 生きがいに関すること | 18 家族の仕事 |
| 08 自由にできる時間がない | 19 住まいや生活環境
(公害、安全及び交通事情を含む) |
| 09 収入・家計・借金等 | 20 その他 |
| 10 自分の病気や介護 | 21 わからない |
| 11 家族の病気や介護 | |

最も気になる悩みやストレスの番号記入欄



□ □ 番

質問19 あなたの**過去1か月**の1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。

あてはまる**番号1つ**に○をつけてください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 5時間未満 | 4 7時間以上8時間未満 |
| 2 5時間以上6時間未満 | 5 8時間以上9時間未満 |
| 3 6時間以上7時間未満 | 6 9時間以上 |

質問20 あなたは**過去1か月**、睡眠によって休養が充分にとれていますか。

あてはまる**番号1つ**に○をつけてください。

- 1 充分とれている 2 まあまあとれている 3 あまりとれていない 4 まったくとれていない

質問21 次の(ア)から(カ)の質問について、**過去1か月**の間はどのようであったか、

6つの項目それぞれの**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったく
(ア) 神経過敏に感じましたか	1	2	3	4	5
(イ) 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
(ウ) そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1	2	3	4	5
(エ) 気分が沈み込んで、何か起こっても気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
(オ) 何をしても骨折じだと感じましたか	1	2	3	4	5
(カ) 自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

20歳未満の方は質問34(所得の質問)へ。 20歳以上の方は続けてお答えください。

次頁に続きます。

質問22 あなたは週に何日くらいお酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲みますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	毎日	6	ほとんど飲まない	→ 質問23へ
2	週5~6日	7	やめた	
3	週3~4日	8	飲まない(飲めない)	
4	週1~2日			
5	月1~3日			

補問22-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
 清酒に換算し、**あてはまる番号1つに○をつけてください。**

1	1合(180ml)未滿	4	3合以上4合(720ml)未滿
2	1合以上2合(360ml)未滿	5	4合以上5合(900ml)未滿
3	2合以上3合(540ml)未滿	6	5合(900ml)以上

※ 清酒1合(180ml)は、次の量にほぼ相当
 ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、焼酎20度(135ml)、焼酎25度(111ml)、
 焼酎35度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウィスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)

質問23 あなたはたばこを吸いますか。**あてはまる番号1つに○をつけてください。**

1	毎日吸っている	→ 1日に平均して 何本くらい吸い ますか。	1 10本以下 2 11~20本 3 21~30本 4 31本以上
2	時々吸う日がある		
3	以前は吸っていたが1か月以上 吸っていない		
4	吸わない		

質問24 あなたは日ごろ、健康のために次のような事柄を実行していますか。
あてはまるすべての番号に○をつけてください。

1	規則正しく朝・昼・夕の食事をとっている
2	バランスのとれた食事をしている
3	うす味のものを食べている
4	食べ過ぎないようにしている
5	適度に運動(スポーツを含む)をするか身体を動かしている
6	睡眠を十分にとっている
7	たばこを吸わない
8	お酒を飲み過ぎないようにしている
9	ストレスをためないようにしている
10	その他
11	特に何もしていない

質問25 あなたは**過去1年間に**、健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)を受けたことがありますか。

1	ない	2	ある
---	----	---	----

注：次のようなものは健診等には含まれません。
 がんのみの検診、妊産婦検診、
 歯の健康診査、
 病院や診療所で行う診療としての検査

※ 質問26、補問26-1のがん検診については、健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したものも含みます。

質問26 あなたは**過去1年間に**、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。
 また、受診した検診ごとに、勤め先(家族の勤め先を含む)での受診状況をお答えください。

胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からの お知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくだん)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からの お知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からの お知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
乳がん検診(マammography撮影や乳房超音波(EI)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からの お知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	1 受けなかった 2 受けた	→	勤め先(家族の勤め先を含む)からの お知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ

**20歳以上の女性の方(質問26を回答いただいた方も含む)は補問26-1に続けてお答えください。
 40歳未満の男性の方は質問34(所得の質問)へ。 40歳以上の男性の方は質問27(介護の質問)へ。**

次頁に続きます。

補問26-1 あなたは過去2年間に、下記のがん検診を受けましたか。
 あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 子宮がん（子宮頸がん）検診（子宮の細胞診検査など） |
| 2 | 乳がん検診（マンモグラフィ撮影や乳房超音波（I ² -）検査など） |
| 3 | 1～2は受けていない |

40未満の方は質問34（所得の質問）へ。40歳以上の方は続けてお答えください。

質問27 要介護認定の有無
 ※ 実際にサービスを受けているかどうかは問いません。

1	受けている	2	受けていない	→ 質問34（所得の質問）へ
---	-------	---	--------	----------------

質問28 調査日現在の要介護度の状況をお答えください。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※ 介護保険被保険者証等を参考に記入してください。

1	要支援1	2	要支援2	3	要介護1	4	要介護2	5	要介護3	6	要介護4	7	要介護5
---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------	---	------

質問29 介護が必要となった原因は何ですか。
 あてはまるすべての番号に○をつけ、かつ、その中で主な原因である番号1つを主な原因欄に記入してください。

01	脳血管疾患（脳卒中）… 脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、その他の脳血管疾患及びその後遺症など
02	心疾患（心臓病）… 狭心症、心筋こうそく、不整脈、心筋炎、その他の心臓疾患
03	悪性新生物（がん）… すべての部位のがん（白血病を含む）及び肉腫
04	呼吸器疾患… 肺気腫、肺炎、気管支炎、胸膜疾患など
05	関節疾患… 関節リウマチ、何らかの原因による関節炎、関節症、腰痛症
06	認知症… 認知症（アルツハイマー病等）
07	パーキンソン病
08	糖尿病… 糖尿病及び糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症などの合併症
09	視覚・聴覚障害… 緑内障、網膜はくり、難聴など
10	骨折・転倒… 屋内外を問わず、何らかの原因で骨折又は転倒したもの
11	脊髄損傷… 外傷に伴って脊髄の挫傷、断裂、血行障害により脊髄の機能が傷害されたもの
12	高齢による衰弱… 特にこれといった病気と診断されていないものの、老いて体の機能が衰弱したもの
13	その他… 具体的に記入してください
14	わからない

○をつけた中で主なもの1つ →

主な原因	<input type="text"/>	番
------	----------------------	---

次頁に続きます。

質問30 介護をしている時間が最も長い方について、以下の(1)～(5)にその状況をお答えください。
 それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※(5)介護時間については、介護の頻度が毎日でなく、数日に1度の場合は「5 その他」に○をつけてください

(1) 介護が必要な方(本人)からみた続柄	1 配偶者 2 子 3 子の配偶者 4 父母 5 その他の親族 6 事業者(ホームヘルパー等) 7 その他
(2) 同別居の状況	1 同居している 2 同居していない
(3) 性	1 男 2 女
(4) 年齢	1 19歳以下 2 20～29歳 3 30～39歳 4 40～49歳 5 50～59歳 6 60～69歳 7 70～79歳 8 80歳以上
(5) 介護時間(1日平均)	1 ほとんど終日 2 半日程度 3 2～3時間程度 4 必要なときに手をかす程度 5 その他

質問31 次のような介護を受けていますか。また、どなたから受けていますか。
 受けている介護内容のすべての番号に○をつけ、それぞれの介護についてどなたから受けているかあてはまるすべての番号に○をつけてください。

介護内容	事業者 (ホームヘルパー等) による介護	家族等による 介護		介護内容	事業者 (ホームヘルパー等) による介護	家族等による 介護	
		主に介護する者	その他の者			主に介護する者	その他の者
01 洗顔	1	2	3	09 食事の準備・後始末(調理を含む)	1	2	3
02 口腔清掃(はみがき等)	1	2	3	10 食事介助	1	2	3
03 身体の清拭(体をふく)	1	2	3	11 服薬の手助け	1	2	3
04 洗髪	1	2	3	12 散歩	1	2	3
05 着替	1	2	3	13 掃除	1	2	3
06 入浴介助	1	2	3	14 洗濯	1	2	3
07 体位交換・起居(寝返りや体を起こす等)	1	2	3	15 買い物	1	2	3
08 排泄介助	1	2	3	16 話し相手	1	2	3

質問32 ●月中に利用した介護サービス(全額自己負担を含む)について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類	
(1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	通所系サービス 通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
3	短期入所サービス 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護
4	居住系サービス(グループホーム) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
5	小規模多機能型サービス等 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護)
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

次頁に続きます。

質問33 質問32の1～5のサービスを受けない理由は何ですか。

あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|----|-------------------------|
| 01 | 家族介護でなんとかやっけていける |
| 02 | 介護が必要な者（本人）でなんとかやっけていける |
| 03 | 他人を家に入れたくない |
| 04 | 外出するのが大変 |
| 05 | どのようなサービスがあるかわからない |
| 06 | サービスを受ける手続きがわからない |
| 07 | 利用者負担が払えない |
| 08 | 受けないサービスがない |
| 09 | 入院していた |
| 10 | その他 具体的に記入してください〔 〕 |

昨年1年間に所得・課税等のなかった方は質問終了です。
所得・課税等のあった方は続けてお答えください。

昨年1年間（平成●年1月1日～12月31日）に何らかの所得を受け取った場合は、9及び11ページの所得の種類ごとに、1年分の所得金額を万円単位で記入してください。所得のなかった方で課税等の支出のあった方は、14ページへお進みください。

右ページの書類をお持ちの方は参考にしてください。

【金額記入の注意】

- 万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。（1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」）
- 生命保険の受取金、退職金、不動産や株の売却代金、宝くじの当せん金などの一時的なものは含みません。

質問34

あなたは昨年1年間（平成●年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。

受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。

雇用者所得 01 万円
億 千 百 十 一

事業所得 02 万円
億 千 百 十 一

農耕・畜産所得 03 万円
億 千 百 十 一

家内労働所得 04 万円
億 千 百 十 一

財産所得 05 万円
億 千 百 十 一

1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

働いて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。

【参考書類】源泉徴収票 [原本又は写し] 給与明細書

事業（農耕・畜産以外）による収入から、仕入額、従業員に対する給与などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。漁業・林業による所得を含みます。

【参考書類】確定申告書 [控]

農業や畜産業による収入（自家消費分を含む。）から、肥料代、農薬代、家畜・家さんの購入費、雇い人の賃金などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。

【参考書類】確定申告書 [控]

注文主からの委託を受けて、品物の製造や加工等（校正業務やワープロ入力などを含む。）を行って得た所得から必要な経費を差し引いた所得金額を記入してください。

財産による所得

家屋や土地を貸すことによって得た所得や、預貯金、公社債、株式などから得られた利子、配当金（源泉分離課税分を含む。）の合計額を記入してください。家や土地の売却代金、引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの受取金を除きます。

【参考書類】確定申告書 [控] 取引口座の通帳、配当金領収書など

給与所得者の方

⇒ 平成●年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し] を参考にしてください。

平成 00 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 氏名又は住所	氏名 (姓) (名) (フリガナ)	住所 (〒) 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
内	千	円	千
円	円	円	円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者控除の額
有 無	千	円	千
円	円	円	円
(扶養) 住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額	配 置 正 誤	
居住開始年月日			
承認年 月	乙種特別控除の額	特別控除の額	勤労学生控除の額
別	千	円	千
円	円	円	円
支払者 氏名又は名称	住所(居所) 又は所在地	氏名又は名称	(電話)
整理番号			

支	払	金	額
内		千	円

『雇用者所得』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒ 平成●年分の所得税の確定申告書 [控] を参考にしてください。

平成 00 年分の所得税の 申告書B

給与 〇〇〇〇〇〇〇

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額
事業(営業等) ①	事業(営業等) ①	雑損控除 ⑩
事業(農業) ②	事業(農業) ②	医療費控除 ⑪
不動産 ③	不動産 ③	社会保険料控除 ⑫
利子 ④	利子 ④	小規模企業共済等掛金控除 ⑬
配当 ⑤	配当 ⑤	生命保険料控除 ⑭
		地震保険料控除 ⑮
		寄附金控除 ⑯
		寡婦・寡夫控除 ⑰
		勤労学生・障害者控除 ⑱
		配偶者控除 ⑳
		配偶者特別控除 ㉑
		扶養控除 ㉒
		基礎控除 ㉓
		合計 ㉔

※ この様式は、申告書B 第一表です。

給	与	力							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

『雇用者所得』欄へ記入

※ 申告書Aでは、給与㉑欄になります。

事業(営業等) ①					
事業(農業) ②					
不動産 ③					
利子 ④					
配当 ⑤					

- ・ 事業(営業等) ① ⇒ 『事業所得』欄へ記入
 - ・ 事業(農業) ② ⇒ 『農耕・畜産所得』欄へ記入
 - ・ 不動産 ③
 - ・ 利子 ④
 - ・ 配当 ⑤
- ⇒ 『財産所得』欄へ記入

※ 申告書Aでは、配当は③欄になります。

【注意】 源泉分離課税された「利子」「配当」のあった方は、源泉分離課税分を含めた「利子」等も『財産所得』欄に記入してください。

質問34 (つづき)

公的年金・恩給 06 万円
千 百 十 一

雇用保険 07 万円
千 百 十 一

児童手当等 08 万円
千 百 十 一

その他の
社会保障給付金 09 万円
千 百 十 一

仕送り 10 万円
千 百 十 一

企業年金・
個人年金等 11 万円
千 百 十 一

その他の所得 12 万円
千 百 十 一

公的年金・恩給による所得

国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む。）、共済年金、福祉年金、恩給などからの受取額を記入してください。【参考書類】年金振込通知書など

1支払期（2か月）分しか受給額がわからないときは、その金額を6倍するなどして、1年分の金額を記入してください。

公的年金・恩給以外の 社会保障給付金による所得

雇用保険法の失業等給付の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む。）を記入してください。

【参考書類】雇用保険受給資格者証

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。

生活保護法による扶助、医療保険による傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険などその他法令に基づく支給金の受取額を記入してください。

仕送りによる所得

定期的又は継続的に送られてきた金品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。

単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に引き出している場合は、その金額をこちらの欄に記入してください。

企業年金・ 個人年金等による所得

企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。

厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

その他の所得

上記以外の冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などの受取額を記入してください。

退職金、宝くじの当せん金などは含みません。

公的年金を受給している方

⇒ 年金振込通知書を参考にしてください。

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関
 なお、お支払いは平成●年●月●日
 各偶数月に行われます。(※)
 年金の種類
 年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額 円

『公的年金・恩給』欄へ記入

※ 平成●年1年分の金額を記入してください。
 年金振込通知書は、1支払期(2か月)分が記入されています。

受給権者氏名
 姓氏

「年金支払額」及び「年金から特別徴収(介護保険料等)の金額」

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

雇用保険を受給している方

⇒ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、それを参考にしてください。

平成●年1月1日～12月31日の間に、ア～エの「失業等給付」の支給を受けた方は、その金額の合計を『雇用保険』欄へ記入してください。

- ア 求職者給付 (基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金)
- イ 就職促進給付 (就業促進手当、移転費、広域求職活動費)
- ウ 教育訓練給付
- エ 雇用継続給付 (高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付)

雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 支給番号		
3. 被保険者番号		
10. 資格取得年月日		
13. 60歳到達時賃金日額		
16. 求職申込年月日		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

19. 基本手当日額

『雇用保険』欄へ記入

※ 雇用保険 (求職者給付の基本手当の場合)
 平成●年1月1日～12月31日までの間に、実際に受給された日数に、基本手当日額を掛けた金額を記入してください。

【金額記入の注意】

万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
 (1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」)

質問35

平成●年分の所得税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり

所得税

万 千円

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 課税なし

※ 不動産譲渡にかかる所得税は、除いてください。

【参考書類】

- * 平成●年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し]
- * 年金振込通知書
- * 平成●年分の所得税の確定申告書 [控]

給与所得者の方

⇒ 平成●年分 給与所得の源泉徴収票[原本又は写し]を参考にしてください。

源泉徴収税額	
内	千円 円

源泉徴収税額を『所得税』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒ 平成●年分の所得税の確定申告書[控]を参考にしてください。

差引所得税額 (②①-②②-②③-②④-②⑤-②⑥-②⑦)	③⑥								
災害減免額、外国税額控除 ③⑦	③⑧								

所得税額 = 差引所得金額③⑥ - 災害減免額、③⑦
外国税額控除 ~ ③⑧

↓
『所得税』欄へ記入

※ 申告書Aでは、③⑩と③⑪の欄になります。

公的年金を受給している方

⇒ 公的年金から天引きされた方は、年金振込通知書を参考にしてください。

所得税額	円
------	---

『所得税』欄へ記入

※ 平成●年1年分の金額を記入してください。
年金振込通知書は、1支払期(2か月)分が記入されています。

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問36

平成●年度の住民税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり

住民税

						万		千円
--	--	--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 課税なし

※ 住民税は、道府県（都）民税と市町村（区）民税の合計です。
不動産譲渡にかかる住民税は、除いてください。

【参考書類】

- * 平成●年度 給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税
特別徴収税額の決定・変更通知書
- * 平成●年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税
税額決定・納税通知書

給与所得者の方

⇒ 給与天引き以外に住民税を納めている方は、次の「給与所得者以外の方」を参考にしてください。

平成●年度 給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税特別徴収税額の決定・変更通知書を参考にしてください。

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。

平成 00 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得控除 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得区分	総所得額① 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 不動産取引	税額控除 税額控除額② 所得割額③ 均等割額④	特別徴収税額⑤	既出当額⑥ 既納付額⑦ 変更前税額⑧ 増減額⑨(⑧-⑦) 変更
-------------------------	------------------------	------	--	----------------------------------	---------	---

受給者番号 氏名 指定番号
住所 個人番号

市町村長 氏名

平成 年 月 日

特別徴収税額⑧

特別徴収税額⑧を『住民税』欄へ記入

給与所得者以外の方

⇒ 平成●年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税税額決定・納税通知書を参考にしてください。

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。

市町村民税・道府県民税 税額決定 通知書

第一号の三様式（第二条関係）

第 号 平成 00 年度 普通税	納税者 市町村 民税	住所 氏名
------------------------	------------------	----------

1 市町村民税及び道府県民税決定の明細

均	区	等	分	課税
総所得金額	(1)	金額	(2)	
山林所得	(3)	金額	(3)	
退職所得	(4)	金額	(4)	
小計	(5)	金額	(2)+(3)+(4)	(5)
短期譲渡	(6)	適用分	(6)	
長期譲渡	(7)	適用分	(7)	
株式等の譲渡	(8)	譲渡	(8)	
上場株式等の配当	(9)	譲渡	(9)	
先物取引	(10)	譲渡	(10)	
肉用牛の売却価額	(11)	譲渡	(11)	
小計	(12)	金額	(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)	(12)
調整	(13)	金額	(13)	
配当	(14)	金額	(14)	
住宅借入金等特別税額控除	(15)	金額	(15)	
寄附金税額控除	(16)	金額	(16)	
外国税額控除	(17)	金額	(17)	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	(18)	金額	(18)	
市町村民税及び道府県民税の合計税額	(19)	金額	(12)-(13)-(14)-(15)-(16)-(17)-(18)	(19)
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	(20)	金額	(20)	
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	(21)	金額	(21)	

通知書の項目記載例：

「住民税額計」
「年税額」
「市町村（区）民税、道府県（都）民税の合計税額」
「普通徴収と特別徴収の合計額」

記載されている額を『住民税』欄へ記入

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問37

平成●年分の社会保険料の支払いはありましたか。

医療保険（短期掛金）・年金保険（長期掛金）・介護保険・雇用保険のうち、ひとつでも支払いのあったときには、1に○をつけ、支払った金額も記入してください。ひとつも支払いがなかったときには、2に○をつけてください。

※ 保険料は、実際に支払った方が記入してください。

1 支払いあり

2 支払いなし

（支払いのない方は、22ページにお進みください。）

● 昨年1年間に支払った社会保険料の総額を記入してください。

記入のしかたは、19ページの【『社会保険料の総額』の記入のしかた】より、「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

社会保険料の総額

01

千 百 十 一 万 千 円

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。

● 支払った保険料の内訳を記入してください。

記入のしかたは、19ページの【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】より「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

内 訳

医療保険
(短期掛金)

02

千 百 十 一 万 千 円

千 百 十 一

年金保険
(長期掛金)

03

千 百 十 一 万 千 円

千 百 十 一

介護保険

04

千 百 十 一 万 千 円

千 百 十 一

雇用保険

05

千 百 十 一 万 千 円

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

【『社会保険料の総額』の記入のしかた】

給与所得者の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

持っている方

源泉徴収票 [原本又は写し]

⇒ 参考資料①

確定申告書 [控]

⇒ 参考資料②

住民税の納税通知書

⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 20ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

給与所得者以外の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

持っている方

確定申告書 [控]

⇒ 参考資料②

住民税の納税通知書

⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 20ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

【注意】 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。

参考資料①

給与所得者の方

⇒ 平成●年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し] を参考にしてください。

社会保険料等の金額
『社会保険料の総額』欄へ記入

参考資料②

給与所得者の方

給与所得者以外の方

⇒ 平成●年分の所得税の確定申告書 [控] を参考にしてください。

社会保険料控除 ⑫

『社会保険料の総額』欄へ記入

※ 申告書Aでは、⑥欄になります。

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。

(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】

給与所得者の方

給与明細書をお持ちですか。

（給与から天引きされていない方は、右の「給与所得者以外の方」から選んでください。）

1年分を持っている方

⇒ 月々（ボーナス分を含む。）の給与明細書から、社会保険料の種類ごとに1年分の金額を合計して記入してください。

1か月分は持っているが1年分は持っていない方

18ページの『社会保険料の総額』を記入した方

⇒ 計算式A

18ページの『社会保険料の総額』を記入していない方

⇒ 計算式B

給与所得者以外の方

保険料は、どのような方法で納付されましたか。

□座振替 又は 納付書（普通徴収）で納付された方

⇒ 納入（税）通知書又は各納付書から、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料の1年分の金額を記入してください。

公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方

⇒ 参考資料③
年金振込通知書等から、医療保険料、介護保険料の1年分の金額を計算してください。

- 【注意】
- ・ 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。
 - ・ 40歳以上の方で、医療保険と介護保険の区別ができない場合は、医療保険にまとめて記入してください。
 - ・ 「厚生年金基金」の支払いは年金保険に含めますが、「国民年金基金」、「農業者年金」の支払いは、22ページの質問7「企業年金・個人年金等」に含めてください。

参考資料③

給与所得者以外の方

② 年金振込通知書

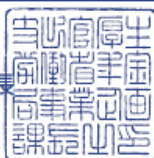
平成 年 月 日
以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に行われます。（裏面②の支払予定日をご参照ください。）

年金の種類 年金
年金証書の基礎年金番号・年金コード

受給権者氏名
振込先

【年金支払額】及び【年金から特別徴収する保険料等】の金額	
年金支払額	円
介護保険料額	円
所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



介護保険料額	円
	円

以下のいずれかが印字
「国保保険料（税）額」
「後期高齢者医療保険料額」
「*****」

- ・ 介護保険料額
⇒ 『介護保険』欄へ記入
- ・ 国保保険料（税）額 又は 後期高齢者医療保険料
⇒ 『医療保険』欄へ記入
- ※ 平成25年1年分の金額を記入してください。
年金振込通知書は、1支払期（2か月）分が記入されています。

計算式A

『社会保険料の総額』を記入した方

① 給与明細から転記

(1) 1か月分の「医療保険料」(短期掛金)	() 円	×	(6) ()	=	医療保険(短期掛金) 02	() 円
(2) 1か月分の「年金保険料」(長期掛金)	() 円	×	(6) ()	=	年金保険(長期掛金) 03	() 円
(3) 1か月分の「介護保険料」	() 円	×	(6) ()	=	介護保険 04	() 円
(4) 1か月分の「雇用保険料」	() 円	×	(6) ()	=	雇用保険 05	() 円

計算後、千円未満は四捨五入して、千円単位で11ページに記入してください。

②

(5) 『社会保険料の総額』 ※10ページに記入した額と同じ金額

社会保険料の総額 01 () 千円 ÷ () 千円 = (6) ()

(1)~(4)を合計し、千円未満は四捨五入

小数点第2位を四捨五入

計算式B

『社会保険料の総額』を記入していない方

①

給与の月数 () 回 + ボーナス月数 () 回 = (1) ()

(1年分のボーナスが給与の何か月に相当するか)

小数点第2位を四捨五入

② 給与明細から転記

(2) 1か月分の「医療保険料」(短期掛金)	() 円	×	(1) ()	=	医療保険(短期掛金) 02	() 円
(3) 1か月分の「年金保険料」(長期掛金)	() 円	×	(1) ()	=	年金保険(長期掛金) 03	() 円
(4) 1か月分の「介護保険料」	() 円	×	(1) ()	=	介護保険 04	() 円
(5) 1か月分の「雇用保険料」	() 円	×	(1) ()	=	雇用保険 05	() 円

計算後、千円未満は四捨五入して、千円単位で18ページに記入してください。

③

計算した『02 医療保険(短期掛金)』から『05 雇用保険』の合計を千円単位で記入

社会保険料の総額 01 () 千円 ※ 18ページの『01 社会保険料の総額』欄へ忘れずに記入してください。

質問38

平成●年度の固定資産税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり

固定資産税

					万		千円
--	--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 課税なし

※ 個人所有の土地・家屋（事業関係分は除く。）に対する税額です。
土地・家屋の名義人か否かにかかわらず、**実際に支払った方**が記入してください。
【参考書類】平成25年度 固定資産税・都市計画税通知書

質問39

平成●年分の企業年金・個人年金等の掛金を
支払いましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 支払いあり

企業年金・個人年金等

					万		千円
--	--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 支払いなし

※ 掛金は、**実際に支払った方**が記入してください。

【企業年金の例】確定給付企業年金・確定拠出年金（企業型）などの本人拠出分

【個人年金の例】生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金や年金型商品

【その他】国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金（個人型）

ご記入ありがとうございました。

削除予定項目

世帯票 〔世帯部分〕	質問1	世帯員数
	補問1-1	単独世帯の状況 単身赴任か否か
	質問2	現在は世帯を離れている者及び人数
	質問3	住居の種類 建て方
	質問4	室数 床面積
	質問5	5月中の家計支出総額
	補問5-1	育児にかかった費用
	補問5-2	別居している親・子への仕送りの有無 仕送り状況・目的 仕送り額

世帯票 〔連記部分〕	質問1	最多所得者
	質問2	世帯主との続柄
	質問3	性
	質問4	出生年月
	質問5	配偶者(夫又は妻)の有無
	質問6	医療保険の加入状況
	質問7	公的年金・恩給の受給状況
	質問8	乳幼児(小学校入学前)の保育状況
	質問9	手助けや見守りの要否
	補問9-1	日常生活の自立の状況
	補問9-2	期間
	補問9-3	要介護認定の有無
	補問9-4	同別居の状況
	補問9-5	主に手助けや見守りが必要な方からみた続柄
	補問9-6	主に手助けや見守りをしている方の性
	質問10	教育
	質問11	公的年金の加入状況
	質問12	別居している子の有無
	補問12-1	最も近くに住んでいる別居の子の居住場所
	質問13	5月中の仕事の状況
	質問14	1週間の就業日数 1週間の就業時間
	質問15	就業開始時期
	質問16	仕事の内容(職業分類)
	質問17	勤めか自営かの別
補問17-1	勤め先での呼称	
補問17-2	企業規模・官公庁の別	
質問18	就業希望の有無	
補問18-1	どのような形で仕事をしたいか	
補問18-2	すぐにでも仕事につけるか	
補問18-3	仕事を探している・いない	
補問18-4	仕事につけない理由	

介護票 〔個人〕	質問1	調査票に回答する者
	質問2	介護が必要な方の性及び出生年月
	質問3	調査日現在の要介護度 1年前の要介護度
	質問4	介護が必要となった原因(複数回答) 介護が必要となった主な原因(1つ)
	質問5	主な介護者の1日の平均的な介護時間
	質問6	その他の介護者の人数 同別居の状況 性 年齢 介護が必要な者からみた続柄 介護頻度
	質問7	介護の内容別に誰から受けているか
	質問8	5月中の介護サービスの種類
	質問9	5月中に事業者を支払った居宅サービスの自己負担額
	質問10	5月中の介護費用
	質問11	介護保険によるサービスを受けていない理由
	質問12	介護保険料所得段階

健康票 〔個人〕	質問1	性・出生年月
	質問2	入院・入所の状況
	質問3	自覚症状の有無
	補問3-1	症状名(複数回答) 最も気になる症状(1つ)
	補問3-2	最も気になる症状に対する治療の状況
	質問4	医療機関等への通院・通所の有無
	補問4-1	傷病名(複数回答) 最も気になる傷病(1つ)
	質問5	健康上の問題による日常生活への影響の有無
	補問5-1	日常生活への影響の内容 過去1ヶ月間における健康上の問題で床にいたり、 普段の活動ができなかったことの有無及び日数
	質問6	健康意識
	質問7	悩みやストレスの有無
	補問7-1	悩みやストレスの原因(複数回答) 最も気になる悩みやストレスの原因(1つ)
	補問7-2	悩みやストレスの相談相手(複数回答) 最も気になる悩みやストレスの相談相手(2つ)
	質問9	過去1か月の1日の平均睡眠時間
	質問10	過去1か月の睡眠による休養状況
	質問11	こころの状態(K6)
質問12	飲酒の状況	
補問12-1	1日の飲酒量	
質問13	喫煙の状況 1日の本数	
質問14	健康のために実行している事柄	
質問15	過去1年間の健診等の受診の有無	
補問15-1	健診等を受診しなかった理由	
質問16	過去1年間のがん検診の受診状況	
補問16-1	過去2年間のがん検診の受診状況(20歳以上の女)	

所得票 〔個人〕	質問1	性・出生年月
	質問2	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	質問3	所得税の課税の有無及び課税額
	質問4	住民税の課税の有無及び課税額
	質問5	社会保険料の支払いの有無 社会保険料の総額 医療保険(短期掛金) 年金保険(長期掛金) 介護保険 雇用保険
	質問6	固定資産税の課税の有無及び課税額
	質問7	企業年金・個人年金等の掛金の支払いの有無及び 支払額
	質問8	生活意識

貯蓄票 〔世帯〕	質問1	貯蓄の種類別の有無 合計貯蓄現在高
	質問2	貯蓄現在高の増減 減少額 減少した理由
	質問3	借入金の有無 合計借入金残高

国民生活基礎調査見直しに係るアンケート【都道府県市用】

参考5-1

【記入者（代表連絡先）】 _____ 都道府県市 _____ 部 _____ 課
 担当者名 _____

国民生活基礎調査の実施につきましては、かねてより御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 国民生活基礎調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘されていることから、調査負担の軽減も含め、調査全般の見直しを予定しており、今後の調査の参考とさせていただきますので、別紙「国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について」及び「新調査票イメージ案」を御確認の上、下記アンケートに御協力ください。

- ◆ 枠内に記入するか、ドロップダウンリストから番号を選択してください。
- ◆ 記載欄が足りない場合は、行の高さや幅を適宜広げてください。

質問事項	回答欄
1. 国民生活基礎調査の見直しについて (別紙「国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について」及び「新調査票イメージ案」参照)	
(1) 新調査票イメージ案	
① 現行5つある調査票を新調査票イメージ案のとおり、 ① 調査票の種類を2種類に整理統合（調査項目は4割程度削減） ② 6月か7月のいずれかに一元化して配布した場合、調査対象者の負担感とはどのように変わるとお考えですか。該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
上記で該当番号を選んだ理由に該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください。	
上記で番号4「その他」を選んだ場合は、具体的な理由を記載願います	【具体的理由】
② 新調査票イメージ案のとおり、調査項目を削減した場合について、支障があると感じた調査項目があれば、具体例を記載願います	【具体例】
③ 前問の①、②により調査を実施した場合、調査員業務の負担はどのように変化するとお考えですか。該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
上記で該当番号を選んだ理由に該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください（複数回答可）	
1. 調査対象者からの照会が増える	
2. 調査票の審査に時間がかかる	
3. 調査対象者からの苦情が増える	
4. 調査地区巡回の際に持ち運ぶ書類が多くなる	
5. 受持ちの世帯数が増える	
6. その他	
上記で番号6「その他」を選んだ場合は、具体例を記載願います	【具体例】
④ 新調査票イメージ案で特に問題と感じた点があれば、該当するの番号をドロップダウンリストから選んでください（複数回答可）	
1. 質問事項が多い	
2. 文字が小さい	
3. レイアウトが見づらい	
4. 調査票枚数が多い	
5. 質問内容が難解	
6. その他	
上記で番号6「その他」を選んだ場合は、具体例を記載願います	【具体例】
(2) 調査ルートの一元化（③は別紙「保健所における事務」参照）	
① 調査ルートを保健所に一元化した場合、所得や貯蓄に関する照会など、これまでよりも保健所の業務が増加することが想定されるが、対応は可能と考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
② 調査ルートを福祉事務所に一元化した場合、現行の調査地区数から大幅に拡大することになるが、調査員の確保は可能と考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
③ また、調査ルートを福祉事務所に一元化した場合、別紙「保健所における事務」のような業務を行うこととなるが、対応は可能と考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
④ 調査ルートを一元化することに伴い、現行、所得票・貯蓄票の調査については調査地区が単位区（1単位区概ね25世帯）から調査区（1調査区概ね50世帯）になるが、1名の調査員で対応することは可能と考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	

選択肢

- 1. 負担感は大きくなる
 2. 負担感が変わらない
 3. 負担感は軽くなる
- 1. 1度に入力する内容が増えるため
 2. 2度にわたって入力が必要で済むため
 3. 全体の調査項目が削減されたため
 4. その他

- 1. 業務負担は増える
 2. 業務負担は変わらない
 3. 業務負担は軽くなる

- 1. 該当する
 2. 該当しない

- 1. 該当する
 2. 該当しない

- ※(2)の①は福祉事務所、②③は保健所を除く
- 1. 対応可能
 2. 対応不可能
 3. 分からない
- 1. 対応可能
 2. 対応不可能
 3. 分からない
- 1. 対応可能
 2. 対応不可能
 3. 分からない
- 1. 対応可能
 2. 対応不可能
 3. 分からない

質問事項	回答欄
(3) 回収方法	
① 最も望ましいと感じる調査票の回収方法はどれですか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
(4) 郵送回収の導入	
① 郵送回収の提出先を自治体とした場合の問題点はあるか 上記で番号1「ある」を選んだ場合は、具体的な問題点を記載願います	【具体例】
② 全面又は一部郵送回収を導入した場合、現行と比べて記入率や記入の正確性はどのように変化すると考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください 上記で番号4「その他」を選んだ場合は、具体例を記載願います	【具体例】
(5) 調査時期	
① 最も望ましいと感じる調査時期はいつですか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください 上記で該当番号を選んだ理由を記載願います。	【具体的理由】
(6) コールセンター（調査に関する世帯からの問合せに「マニュアル」により電話対応する。）の導入	
① 25年調査における調査対象者からの問合せ内容はどのようなものか。該当するの番号をドロップダウンリストから選んでください（複数回答可）	
1. 調査について（どういう調査か、等）	
2. 調査票の記入の仕方について	
3. 調査員の訪問時間についての連絡	
4. 苦情	
5. その他	
上記で番号5「その他」を選んだ場合は、具体例を記載願います	【具体例】
② 上記で回答した問い合わせ内容を踏まえ、これらの問合せ内容をすべてコールセンターで対応することは可能と考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください 対応不可能な問合せ内容の番号等を記載願います（その他については、具体例を記載願います）	
③ コールセンターを設置する場合、設置期間や対応時間はどのような設定とすべきか（実際の調査への質問頻度等から判断）	
調査日前（何週間程度前）	週
調査日後（何週間程度後）	週
午前（何時から）	時
午後（何時まで）	時
土日や祝日も対応が必要か、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
(7) 所得票・貯蓄票の都道府県別結果についてのニーズ	
① 所得票・貯蓄票の都道府県別（指定都市別）結果のニーズはあるか 国民生活基礎調査における所得・貯蓄の状況について、都道府県・指定都市別結果のニーズがある場合、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください。 結果を主にどのように利用することが考えられるか、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください。 上記で番号6「その他」を選んだ場合は、具体例を記載願います	【具体例】
(8) 対応案実施の可能性	
① 以上の見直し案を導入した場合、所得票及び貯蓄票の標本を現行大規模調査の5倍程度増やして実施することは可能か、該当する項目の番号をドロップダウンリストから選んでください	
(9) 対応案に対する意見	
① 対応案をより実現性の高いものにするための工夫などの意見がありましたら記載願います	【自由記載】
② 対応案以外に有効と考えられる調査方法などの意見がありましたら記載願います	【自由記載】
2. その他の意見・要望等	
① 自治体の負担感、調査票の設計、世帯側の予想反応など、各見直しイメージ案について特に感じたことがあればお聞かせください。	【自由記載】

- 選択肢
1. 調査員回収のみ（現行）
 2. 調査員回収と郵送回収を併用
 3. 郵送回収のみ
 4. 調査員回収、郵送回収及びオンライン回収を併用
 5. 郵送回収とオンライン回収を併用
 6. オンライン回収のみ

1. ある
2. ない

1. 改善する
2. 変わらない
3. 悪化する
4. その他

1. 6月に同時実施
2. 7月に同時実施
3. その他

1. 該当する
2. 該当しない

1. 可能
2. 不可能

※（7）は保健所、福祉事務所を除く

1. ある
 2. ない
1. 高齢者対策に活用
 2. 児童福祉対策に活用
 3. 雇用対策に活用
 4. 低所得者（貧困）対策に活用
 5. 各種刊行物への掲載
 6. その他
1. 対応可能
 2. 検討の余地あり
 3. かなり厳しい
 4. 不可能

以上でアンケートは終了です。御記載ありがとうございました。

国民生活基礎調査見直しに係るアンケート（調査員用）

参考5-2

国民生活基礎調査の実施につきましては、かねてより御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
国民生活基礎調査については、調査見直しの実現性を検討しており、今後の調査の参考とさせていただきますので、下記アンケートに御協力ください。

※枠内に記入するか、該当する番号を○で囲んでください。

質問1 担当地区番号 単位区番号

質問2 年齢・性別 歳 (1 男 2 女)

質問3 普段の職業など

<ul style="list-style-type: none"> 1 自営業又はその手伝い 2 勤め人 3 学生 4 家事（専業） 5 無職・その他 	→	<ul style="list-style-type: none"> 1 公務員 2 正規職員（公務員以外） 3 パート・アルバイト 4 その他
---	---	--

質問4 あなたは統計調査員確保対策事業における、都道府県・市区町村の「登録調査員」ですか？

1 登録調査員である	2 登録調査員ではない
------------	-------------

質問5 これまでに国、都道府県、市区町村が実施する統計調査の調査員を経験したことがありますか？

1 ある	2 ない (今回が初めて)
------	---------------

補問1 そのうち、国民生活基礎調査の調査員を何回経験されていますか？

1 国民生活基礎調査は初めて	2 今回を含めて2～3回経験	3 今回を含めて4回以上経験
----------------	----------------	----------------

補問2 そのうち、平成25年（大規模調査）の調査員は経験されていますか？

1 経験している	2 経験していない
----------	-----------

補問3 そのうち、経験のある調査票に該当する項目の番号を全て○で囲んでください。

1 世帯票	2 健康票	3 介護票
4 所得票	5 貯蓄票	

質問6 もっとも要望の多かった調査票の回収方法はどれですか？
該当する項目の番号を○で囲んでください。

1 調査員への手渡しによる回収（以下、「調査員回収」という。）	2 調査員による密封回収	3 調査員回収と郵送回収を併用する回収
4 郵送回収による回収	5 調査員回収、郵送回収及びオンライン回収を併用する回収	6 郵送回収とオンライン回収を併用する回収
7 オンラインによる回収		

質問7 今回の調査員経験と【参考；見直し案の主なポイント（イメージ）】を踏まえ、見直し案の負担に対応可能かどうか該当する欄に○を記載してください。【②は所得票の調査員のみ回答】

	①調査票の統合・調査実施時期の統一について	②受持ち地区・世帯数の増加について	③調査実施期間の変更がないことについて	④現行の5票分の調査内容を理解することについて
対応可能				
対応不可能				

質問8 コールセンター（調査に関する世帯からの問い合わせに「マニュアル」により電話対応する。）の設置を希望しますか？

1 設置希望がある 2 特にない

補問 設置を希望する場合、どのような問い合わせ等を行って欲しいと思いますか。

【自由記載】

質問9 調査業務の負担、調査票の設計、世帯側の反応など、調査改正案について特に感じたことがあればお聞かせください。

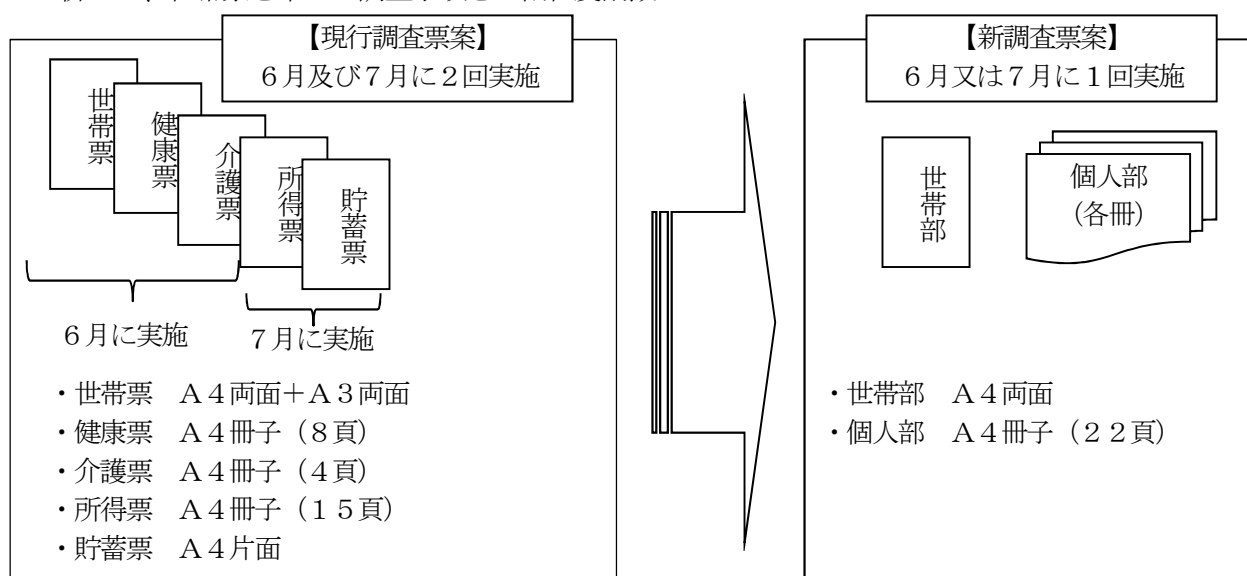
【自由記載】

御協力ありがとうございました。

【参考；見直し案の主なポイント（イメージ）】

①調査票の統合・調査事項の削減

現行、最大5票（大規模調査）ある調査票を1調査票（世帯部（1枚）＋個人部（1冊子））へ統合併せて、世帯票を中心に調査事項を4割程度削減



②調査実施回数の統一（2回→1回（6月又は7月のいずれか実施））により、所得票及び貯蓄票についても世帯票と同じ受持ち地区・世帯数となる（現行、最大1地区（50世帯））

③現行の調査実施に係る期間については変更（延長等）ない予定

現行の調査実施期間は最大2か月程度（名簿作成に1か月＋調査票配布回収に1か月）
調査実施時期の統一（2回→1回（6月か7月のいずれか実施））の場合も同様となる

アンケート自由記載 回答一覧（一部抜粋）

1(1)①-3その他理由（新調査票案のとおり調査実施した場合の回答に係る負担）		
1	4	2度に分かれていた記入が1度で済むものの、1度に記入する内容が増えるため
2	4	2度に分かれていた記入が1度で済む一方、1度の記入する内容が増えるため
3	4	大規模調査時のみ実施する健康票を毎年実施するならば、事務負担は大幅増。
4	4	もともと一世帯が回答する票の種類は3程度であった。新しい形では記入分量が減少するかわりに、実質的な票の種類が増えるため、負担感は変わらない。
5	4	従来と比較すると、世帯票と所得票の両方が対象となる世帯としては、2回の調査が1回になり、負担軽減されるが、世帯票のみが対象となる世帯としては、1回で対応するボリュームが増える。そのため、トータルで見れば、負担感は変わらない。
6	4	毎年記入するわけではなく、調査対象となった際にその都度負担と感じられるから
7	4	2度に分かれていた記入が一度で済むようになる点では負担感は軽くなるが、従前の所得項目を多くの対象者に回答を求める点で負担感が増加し、総合的には対象者の負担感は変わらないと考えられる。
8	4	2回が1回で済む負担軽減がある一方で、調査対象全体が所得・貯蓄情報まで回答する負担増もある。
9	4	2度訪ねられる物理的な時間負担は少なくなるが、調査内容は増えるので、精神的抵抗が予想される。
10	4	記入の難しい所得票について、調査項目が減少しているわけではないため。
11	4	調査対象者は、内容の以前に、調査に協力するという点について、とても負担感を持つようです。
12	4	上記2・3の理由のほか、これまで最高で5種類（世帯票・世帯員票・健康票・介護票・所得票・貯蓄票）の調査票があったのが2種類になるため、1回の調査項目が増えたとしても、調査対象者の負担は軽くなると考えられる。
13	4	2度の調査が1度で済むが、1度の調査項目が増えているため、調査対象者の負担は変わらない
14	4	2度に分かれていた記入が1度で済むことについては負担が減ると思うが、調査対象者にとっては、それほど負担感が減るとは思わない。
15	4	イメージ案でも、質問項目が多い。
16	4	現行において既に負担は大きく、より負担が大きくなるのが予想されるため。
17	4	対象者の半数以上がそもそも調査に協力的ではない。負担感の大小を問題としていない。
18	4	2度に分かれていた記入が一度で済むが、内容が増えるため
19	4	世帯員票が1人1冊となったことで4人世帯であれば4冊記入することについては負担感が増えると思う。世帯部票については回答しやすくなったと思う。
20	4	今年度から実施するため、回答することができません。
21	4	統合することにより記載の負担は増えるだけでなく、所得、貯蓄、病気、介護などの内容を一度に答えることになるため心理的負担、反感に繋がる。
22	4	質問が難解（家計支出総額、社会保険料の計算等）
23	4	所得票等の標本規模が拡大するため。
24	4	記入が1度で済むようになることに加え、これまで世帯票と所得票でわかれていた問合せ先が一本化される。
25	4	調査票の種類や調査項目は削減されているが、記入者としては調査項目が多く感じられる
26	4	調査をすること自体に変わりはないため。
27	4	項目件数は減となるが、一度に記載する内容が増えるため。
28	4	回答量は増えるが1回ですむので、総合すると余り変わらないと思われる。
29	4	調査対象者全員が、貯蓄や所得等の回答をしなくてはならないため。
1(1)②調査項目（新調査票案のとおり調査項目を削減した場合について支障があると感じた場合の具体例）		
1		支障があると感じる項目は特に見当たらないが、削除した調査項目一覧を提示していただきたい。
2		調査対象者が答えやすい質問項目に抜本的に見直す必要があると考えられる。
3		(旧)世帯票・連記部分：質問16仕事の内容(職業分類)(旧)世帯票・連記部分：質問18就業希望の有無
4		世帯員票：「全員1人1冊づつ記入」に矛盾。6歳未満はそもそも不要では？ 質問34（所得の質問）へ、の各表記（6歳・12歳・20歳未満の方）は「ここで終了です」方がシンプル。
5		世帯員票のボリュームが大きすぎるように感じる。調査項目の更なる精査が必要。分類ごとに題名(見出し)を付けた方が分かりやすい。単独世帯の状況、医療保険の加入状況、公的年金の受給状況…質問が分かりづらい。乳幼児の保育状況…唐突な質問に感じる。質問14、16、17の質問内容が重複している感じ。
6		調査項目は削減されたが、全体として質問量が多く感じられる。
7		所得、貯蓄に関する調査項目全般
8		そもそも世帯主だけでなく、世帯員全員に記載させること自体、非常に支障がある。
9		新調査票イメージでも初めて調査票を見た人は全体的に調査項目が多く感じると思う。
1(1)③-7その他[6]事例（新調査票案のとおり調査実施した場合の調査員業務に係る負担）		
1	1	個人情報の取扱いが最大の負担。負担軽減を図るならば、個人情報を取扱う機会を減らすため、密封回収方式を採用していただきたい。
2	1	統計調査票のページ数が多くなると、事実の報告を求めるので一層重くなるし、調査員の高齢化も相まって、理解を得ること説得することが難しくなる。記入しないことも増える。
3	1	調査対象者への説明回収が1度で済んだ方が業務負担は軽くなるのではないかと思います。
4	1	世帯票、所得票と2回行って、文句を言われることと、見直し案で1回の負担が増えることで相殺される程度だと思われる。
5	1	調査項目が、保健・健康・所得・貯蓄・介護と多岐に渡る。これに伴い、高齢化が進む調査員の中には、記入内容の説明や審査時に対応できない者が生じる可能性がある。
6	1	回答事項に調査対象者の所得内容を含んでいるため、必要に応じ密封回答可でない調査実施は困難。
7	1	・苦情の多い貯蓄に関する調査が毎年になり、現行の通常年より調査員の負担が増える。

8	1	世帯票と所得票を同一の調査員が担当するケースが多く、世帯への訪問回数が削減できるが、所得票の調査項目については、世帯の拒否感が強く調査協力を得るためにかなりの労力を要する現状があるため、現行のまま新調査票イメージ案で調査を行えば、調査員の負担感が著しく増加し、調査員確保が著しく困難になる。
9	1	調査員の高齢化が進み、複雑な年金制度の理解が難しくなっているため、対応は難しい。
10	1	調査員が同世帯に2度お願いに行く必要がなくなる。
11	1	照会や苦情対応の処理増加は予想されるが、一元化することで、再三訪問ではなくなるので、所得調査の回答に協力が得られやすいのではないかとと思う。
12	1	・これまでの密封と非密封の混在がなくなるため、調査員及び世帯の混入が防げる。・世帯からの照会事項が配布時になれば、その後はコールセンターに問合せとなるため、負担は変わらないと思われる。※ただ、所得票のボリュームが現況のままである限り、現在でいう世帯票担当調査員が所得票の難しさを懸念して、調査員に名乗りを上げず、調査員確保が困難になることも想定される。
13	1	○2回に分けていたものが一度で対応できる反面、対象数と問い合わせが増える可能性があるため負担感は大きく変わらないと思われる。しかし、コールセンターでの対応や郵送回収が可能となると、全体での負担感は、軽減すると予測される。 ○世帯票は協力しても、所得票は協力したくないという方もいらっしゃるため、調査票を1つにしてしまうと、所得票項目への抵抗感に引きずられる形で回収率が減少する可能性がある。調査への理解を求める作業が増え、調査員の負担となる。 ○空欄による提出も増える可能性があり、回収後の確認や空欄補充作業が煩雑になる。
14	1	訪問回数の負担は減ると思うが、調査項目が多い協力を得るのが難しくなり、苦情が増えると思う。
15	1	調査の説明をする時間が1件あたり長くなる（日数の増加）
16	1	貯蓄票に該当する部分の聞き取り、審査（貯蓄票は従来密封方式）
17	1	調査地区巡回の際に持ち運ぶ書類が少なくなる。
18	1	調査の説明をする時間が1件あたり長くなる（日数の増加）
19	1	実際には、保健所と福祉事務所が行う調査の調査員は、同じ人が調査員をしているため、行政の説明は一度で済ませることができるが、調査票について、対象世帯から受ける質問や苦情は増えると思われる。
20	1	現行において既に調査員への負担は大きく、調査員の確保自体もより困難になることが予想される。
21	1	事前説明、調査票配布及び回収における対象世帯への接触（労力）が増大する。
22	1	質問内容が個人的なものであり、調査を受け入れてもらうこと自体が難しいものとなっているので、負担感は増加すると思われる
23	1	世帯員票の冊数管理については非常に手間がかかるようになると思われます。
24	1	調査員は統計調査方法を理解しているだけであって、調査内容に精通しているわけではない。調査対象者は細かな質問までしてくるため、対応しきれない。
25	1	世帯票、所得票に分けていた時と比較すると、一度に係る負担は増えるが、調査期間を長くすることで、負担の軽減が可能と思われる。
26	1	・ひと月違いで同じ調査地区へ何度も足を運ぶ必要がなくなる点で負担は軽くなる
27	1	所得票では調査員にいくら説明しても対象者宅審査をする事に抵抗があり、審査しなかった例があった。統合すると現世帯票部分も精度が落ちる可能性がある
28	1	世帯票を依頼した世帯に対し、期間において再度所得票等の依頼をしに行く手間は軽減される
1(1)④-7その他事例（新調査票案で「特に問題」と感じた点の具体例）		
1	1	新調査票イメージ案というわけでないのですが、健康関係の質問26が特に男性が全部に丸印を付けているケースがありますので、解りやすい説明文を考えみてはいかがでしょうか。また、男性自身にも乳ガンがあることを踏まえて丸印を付けている方もいるかもしれないので、その辺の説明を考えて頂きたいです。（乳ガン検診はないですが。）
2	1	よく考えて作られてはいるが、普通は分かりにくい。
3	1	手引きなどの別冊を見ての記入は報告者の負担となるため、記入の仕方を調査票の裏面に掲載するなどの工夫をすべき。
4	1	調査対象者が回答しようとする意欲を失いかねない
5	1	上記番号2,5については、一部該当。
6	1	案では現在の調査項目を単純に追加しているように見受けられるが、回収率及び記入率を維持向上するためには、調査対象者に答えてもらいやすい質問の仕方に抜本的に見直す必要があると考えられる。
7	1	1ページ内に詰め込みすぎ。実際のところ、質問によっては調査員に見られたくない項目もあり、チェックの必要性和郵送回収の観点から1冊にまとめるのがよいのかどうかの判断が求められる。
8	1	新調査票イメージ案というわけでないのですが、健康関係の質問26が特に男性が全部に丸印を付けているケースがありますので、解りやすい説明文を考えみてはいかがでしょうか。また、男性自身にも乳ガンがあることを踏まえて丸印を付けている方もいるかもしれないので、その辺の説明を考えて頂きたいです。（乳がん検診はないですが。）
9	1	・国民健康・栄養調査等他調査との重複事項は削除してもよいのではないかと？⇒別表参照・質問の順番を回答しやすく改めるべきではないかと？⇒別表参照・文字の大きさ及びレイアウトが揃っておらず見づらい。（特に「世帯票～介護票」と「所得票」との違い）・P4「6歳未満の方は質問34(所得の質問)へ」、P5「12歳未満の方は質問34(所得の質問)へ」とあるが、12歳未満で所得や課税がある対象者はほとんど考えられない。そのため、上記年齢での区切りを設けず、P5質問21まで全対象者が回答し、質問22以降は20歳以上の対象者に限定すべきではないかと？
10	1	単独の調査でもプライバシーの問題があるが、より深刻になる感がある。回答拒否が増える恐れがあり、世帯票の他の調査の親標本として問題ないかと懸念する。

11	1	○調査対象者（一般住民）からすると馴染みの薄い用語が多い。（医療保険（短期掛金）、年金保険（長期掛金）など） ○1～5すべて該当すると感じるが、これまでの調査票でも該当している。 ○所得票に関する質問事項は調査票を別にしたほうがいい。 ○ページが多いと拒否されやすいのでは。5調査を合冊してシンプルにするなら設問はもっと少ない方がよい。従来の調査票の方が分かれているので見やすく（手に取りやすく）関心のあるものだけ答える、という人もいると思う。
12	1	質問の流れが上手くなく、文字数が多い。特に健康票の部分は、詰まっている感じで回答に不備が出るように思う。
13	1	所得や課税についての設問に計算式や見方が併記してあるのはわかりやすい。しかし、印刷したところ設問との区分けを見辛く感じた。
14	1	以前から、特に所得票について、高齢者には質問内容が難解で回答できないとの申し出があった。
15	1	質問15,16,21でそれぞれ「○歳未満の方は質問34（所得の質問）へ」となっているが、一般的に所得が無い年齢なのは（芸能人の子役は違うのかもしれないが）。聞く必要があるのか疑問です。
16	1	インターネットや郵送を利用するなど、実情にあった調査方法を取り入れていない。
17	1	支出状況等の設問が目立ち、調査協力の意思を損なうように思える。
18	1	9ページまでと10ページからレイアウト等、統一感がなく雰囲気が変わる気がする。これまで別ルートで行っていた調査をつなげただけになっているのではないか。
19	1	年齢によって進む質問が異なる際のメッセージについて、囲みや強調はあるが、文字の大きさが質問・回答事項とあまり変わらず目立たないので、もう少し文字を大きくしたほうが良いと思う。
20	1	調査結果を基にした政策や制度に直結しない不信感が根強いので、統合した調査票では特に意味のない調査というイメージに拍車をかけてしまう。
21	1	一元化によって、一つの調査票にプライバシーに関する質問事項が増え、回答拒否が増える恐れがある。
22	1	調査対象（記入者）が行政職員や調査員とは違い、予備知識を持たない一般市民だという意識がない作りになっている。特に、専門用語、専門的な言い回し、表現が多い。
23	1	所得に関して書きたくない人が全ての調査票ごと出さなくなる
24	1	10ページ〔質問34〕以降、所得に関する質問について回答記入欄の桁数を全て統一してほしい。（回答者の見落としが多いため）
1(4)①-2問題点（郵送回収の提出先を自治体とした場合の問題点）		
1	1	仮に審査を行う必要がある場合には、本来調査員・保健所において行うべき審査が行われないため、自治体ごとの作業量が膨大になる恐れがある。
2	1	調査票の管理が困難。
3	1	①国の調査なのに、提出先が自治体（国以外）であることに疑問を感じる調査対象者がいる。 ②提出先を自治体とした場合、各自治体で封筒などに提出先の住所を記入又は押印すると思われるが、印刷でない住所に不審がる調査対象者がいる。
4	1	郵送された調査票を審査・整理するための人員が確保できるかどうか不透明である。
5	1	回収率が下がる。
6	1	郵送先を自治体とした場合、地域機関の担当者1人が膨大な郵送物をすべて確認することになる。事実上不可能と考えられます。
7	1	誰が提出の督促を如何にするのか。また、送達経路上の事故と事業所内の事故が区分できない。など問題が多い。
8	1	所管する調査地区の正確な回収状況を保健所内で把握できないため、回収漏れがあってもわかりにくい。
9	1	紛失のリスク増加。保管場所の確保困難。
10	1	1件ずつ受理しなければならず、事務作業が増える
11	1	郵送された調査票の整理に多大な時間を取られる。通常調査ではともかく大規模調査では厳しい。郵送されたものを開封せず、回答者のチェックだけでそのまま国へ送付するだけというなら可能かと思う。
12	1	調査票を一時置くスペースがない
13	1	保健所、福祉事務所、県のいずれも、調査担当者が1名ないし2名体制であるため、大量に調査票が届いてしまった場合、仕分け作業や調査票管理等、事務の負担が大きい。
14	1	郵便の受領体制の整備、保管場所・整理要員の確保が困難であり、他の業務に支障をきたす。
15	1	未回収の連絡、催促の作業は事務の負担になる。
16	1	取りまとめの業務負担が大きい。
17	1	開封せずに提出できるのであれば問題はないが、開封・内容の審査が伴う場合は、業務量が増えるため、対応が難しい。
18	1	調査員調査でなく、郵送回収を導入するならば、審査要員としての非常勤職員賃金や、事務室確保の費用等を措置していただかないと対応不能。
19	1	都道府県庁が送付先である場合、保健所等での審査や取りまとめなどが無くなるため、量的にさばききれない。なお、保健所等を送付先とした場合も調査員がとりまとめできないため、同様と思われる。
20	1	調査票の確認が効率的にできない
21	1	・未回答及び不備内容の確認（回答率及び正確率の低下） ・回収率の低下
22	1	修正等が必要となった場合に、本人への確認等負担増となる。
23	1	・記載事項に不備等があったときに、該当世帯に確認が難しくなる。
24	1	調査票の管理が難しくなる。
25	1	個人情報情報の紛失等
26	1	「記入率」「正確性」の確保が難しい。
27	1	郵送で届いた場合、調査票を審査し疑義照会する時間がとれない。

28	1	・調査票に不備があった場合の対応が複雑になる。 ・調査途中の回収状況の把握が困難になる。 特に調査員が担当地区の回収状況を把握できない。 ・調査票の整理、名簿との突き合わせが複雑になり、現状の保健所の体制では対応ができない。
29	1	庁内文書係の負担増加、回収調査票の紛失の可能性。
30	1	自治体での調査票の審査に負担が増えるため、コールセンターを提出先とし、審査もあわせて実施するのが望ましい。
31	1	仮に審査を行う必要がある場合には、本来調査員・保健所において行うべき審査が行わなれないため、自治体ごとの作業量が膨大になる恐れがある。
32	1	調査員による調査票記載内容の確認が直接できないため、修正等がある場合、対応に時間がかかる。
33	1	・保健所が提出先の場合は、各保健所での通常業務負担が増す中、調査票情報が散逸するなど、個人情報管理の点が懸念される。 ・都道府県が提出先の場合、特段の問題点はないと考えられるが、保健所では実質調査票配布（調査依頼）事務のみとなり、都道府県が審査を担うということになり、「調査ルートの一元化」というビジョンが曖昧になる。 ・提出先を厚生労働省とする方針は考えられないのか。厚生労働省へ提出された調査票を外部へ集計委託することも検討いただきたい（オンライン回収との併用時に経由期間での調査票情報散逸を防ぐため）。
34	1	特に（3）①～④である場合は、調査票の各市町との連携がとれないと、既に提出した世帯へ訪問することになる。
35	1	経費の無駄。非効率。郵送の宛先は国もしくは国が指定する企業等にすべき。
36	1	事務が煩雑となる
37	1	記入不備等における審査段階での負担増が考えられる
38	1	調査票の管理が難しくなる。
39	1	郵送先を記載した封筒及び郵送料が必要
40	1	調査票は封入されており内容の確認も出来ないため、自治体を提出先とすることにあまり意味がない。
41	1	調査対象者との接触がないため、回答内容に不備があった場合の対応が円滑に行かない場合がある。
42	1	文書の窓口が他課と一緒になので受付業務が増大する。調査票の紛失・情報漏れ等責任持てない。期限後の到着分の対応方法。
43	1	回収にかかる郵送料の負担や回収封筒の宛名の記載等は自治体側で、となるのか（直接、厚生労働省への提出の方がスムーズではまた、調査票が確実に厚労省に届くかどうかを不安に感じている世帯もあるので宛名が厚労省だと安心感を与えらると思う。）
44	1	○自治体での回収の場合、審査を継続して行うとすると、大きな負担増となる。回収・審査は国の責任でお願いしたい。 ○記載不備が多発することが予想されるが、自治体職員が補記するには負担が大きい。
45	1	送付された調査票の仕分けや開封、審査、一部郵送回収の場合は調査員への連絡など作業が増える。
46	1	単位区別世帯名簿との照合や調査票の審査に係る煩雑さが予測できず対応できるか。
47	1	郵送回収された調査票の審査業務は困難である。
48	1	2元的な回収のため、調査員が郵送した対象先を重複して訪れる場合や、期日を大幅に遅れて郵送される場合の対応など
49	1	大量の郵便物に対する対応が困難（人員や作業スペース確保の問題など）
50	1	無記入や記入誤りに関する疑義照会を電話で実施する場合、回答が得られにくいと考える。
51	1	審査不要であれば特に問題はないが、内容審査をする場合は開封作業の後、内容審査で不備事項を各調査世帯へ確認しなくてはならないため、業務負担が膨大になる恐れがある。
52	1	現行の調査票の郵送方法は、各区役所→本庁(社会課)→宮城県→厚労省の流れとなっており、経由する箇所が多いほど調査票の紛失、破損等のリスクが高まるため、直接、調査対象世帯から厚労省へ郵送することが望ましい。
53	1	業務量（審査）が増える。
54	1	内容不備の点検まで市や福祉事務所で行うのであれば対応はむずかしい。
55	1	自治体側から対象者に対して、不備等による問い合わせをする数が増える恐れがある。
56	1	郵送用封筒の作成等の業務の増加
57	1	問題点ではないが、郵送回収を行うなら、直接厚生労働省に送ったほうが手間が省ける。
58	1	密封形式で回収するだけなら対応は可能と思われるが、記入内容の審査や、調査員への再調査依頼は不可能。
59	1	とりまとめをするための時間が大幅に増える
60	1	直接郵送であれば2重郵送代金にならず、封筒も全国統一で準備可能であり経費削減となる。また誤送なども防げる。
61	1	保健所職員の確認作業事務が増加すると考える。
62	1	調査対象者の増により現在の職員数では書類審査の対応に無理がある
63	1	特に大規模時、調査票が集中するため保健所の受理能力を超える
64	1	自治体を間に挟む意味がないと思われる。
65	1	内容確認をしないのであれば国への提出で問題ない
66	1	保険所での開封作業や点検作業に時間が掛かり、調査員をおく意味がない。
67	1	調査員による審査がないため、職員による調査票の審査業務の負担が増える。調査票回収時に配布していた謝礼品の配布時期のタイミングが決めづらくなる。
68	1	配送中の事故・事件による紛失・き損が考えられる。
69	1	郵送調査とする場合だと、内容の書き漏れなど正確性に欠ける、または回収率の低下などが考えられ、それを自治体が開封・精査を行い、これまでと同水準の正確性・回収率を保とうとすると、従前より手間がかかると考えられます。 従前からの調査員による回収だと、ノウハウを持った人材が多く、同水準を保つのであれば郵送調査は適さないと考えます。 また、本調査は継続調査ではないので、あまり適さないのではないか、とも考えられます。
70	1	回答項目漏れへの対応に手間がかかる。

71	1	保健所で開封して内容を確認するときに、回答内容が不明な点を確認出来ない。
72	1	事務量の増
73	1	調査票の記載内容の確認等を全て保健所でしなければならないのではないかと
74	1	他の郵便物とともに誤って他部署へ行き、紛失の可能性がある。
75	1	自治体で審査を行う場合に、見直し案では業務量が増大するため。
76	1	郵送された調査票を単位区別に仕分け、後日、単位区別世帯名簿と照合しなければならない。このため調査員の整理が煩雑になる。
77	1	名簿との突合せが間に合わず、調査票に不備があった場合の対応も問題となると予想される。
78	1	審査も任された場合、現行人員では対応が不可能かと思われる。
79	1	調査票の記入内容に不明な点がある場合、再調査のため調査員への受け渡しに時間を要する。
80	1	提出先をどこにしても同じだと思うが、調査員回収の時よりも回収率は減少すると思う。
81	1	自治体だけでなく郵送の場合、期日までの回収は困難になる
82	1	記載内容に不備が多く、各世帯への確認も不可能なため
83	1	記載内容に不備があった場合、本人と内容確認のやり取りの必要性が生じる。個人情報が多分に含まれる内容であるため、電話のやり取りでよいのか。また、その場合本人の協力を得られない可能性も考えられる。
84	1	その他の郵送物もあるので、業務が煩雑になる。
85	1	審査が困難
86	1	・「問題点」ではないが、提出先が自治体であれば、たとえコールセンターが設置されたとしても、問い合わせは自治体に入ることになると思われるため、負担が増える。また、提出された調査票を審査等する必要があるればその負担も増える。
87	1	回収後の審査をどこまで行うか。
88	1	自治体職員の業務が増加する。
89	1	今以上に調査に関する問い合わせの増加等が見込まれ、日常業務に支障がでる恐れがある。
90	1	わざわざ経由させなくてよい。
91	1	回答に不備があった際の対応方法をどうするか。
92	1	返信用封筒に世帯番号等がきちんと記載されていないければ、チェック等に支障が出ると思われる。
93	1	事務従事職員を増員する必要がある
94	1	現在は調査員がチェックしたものを確認等しているが、郵送回収で中身を自治体で確認するとなれば確認作業等に相当な業務量と時間がかかることが考えられる。また、郵送される調査票等の保管場所がない。
95	1	審査事務が増える
1(4)②-2その他[4]事例（郵送回収を導入した場合の記入率や記入の正確性に関する状況についての具体例）		
1	4	現体制では、自治体を経由した郵送回収は不可能。仮に導入する場合、密封回収方式の採用が不可欠。その結果、記入率等が悪化する可能性はあるが、保健所等のチェックに基づき対象者に修正を求めるケースはごく稀なことと聞いています。
2	4	一部郵送回収の場合は、面接不能者からの回答が期待できる。ただし、記入率や正確性についてはわからない。
3	4	調査票の簡素化、質問事項の簡略化を図ることができれば、記入率や正確性は損なわれないと考えられる。
4	4	一時的に回収率が悪くなる可能性はあるが、国勢調査のように調査の知名度が向上し、調査票の郵送回収が定着すれば回収率も安定するのではないかと。
5	4	現段階では判断しきれない。 一般的には郵送回収では督促や回収時の審査がないため、回収率等が低下すると考えられる。しかし、郵送用の封筒に入れ、かつ、送付先を全国一カ所にすれば、調査対象者が提出しやすいと感じる可能性もある。
6	4	調査員のチェックがなければ精度が落ちることも考えられるが、調査員に内容を見られることを嫌う人は正確に記入することも考えられるため一概には言えない
7	4	・(東京都事例)一部郵送で提出された過去の調査では、調査員がしっかり調査の意義や記入方法を説明しており、対象世帯の理解が得られている場合には、直接回収か郵送かという手段に関わらず、精度の高い調査票の提出があった。
8	4	正確性は悪化するが、記入率は変わらないか改善する可能性もある
9	4	封入により、記入することへの抵抗感は減り記入率は上がると思うが、記入後そのまま投函のため、正確性は下がると思う。
10	4	正確性はやや落ちるかもしれないが、記入率と回収率はかなり向上すると思う。
11	4	郵送回収した場合、日中不在で調査員と会えない対象者からの回答が期待でき、回収率は上がる可能性がある。しかし、保険、年金、所得、課税等、少しわかりにくい項目について精査できず、記入率は下がる可能性があると考えられる。
12	4	回収時の調査員による確認ができないため、正確性を維持するのは困難であるが、他人に知られたくないと考える人にとっては、郵送の方がより正確に多くの情報を記入できると考える。
13	4	調査員に回答を見られたくないため回答を郵送したいという方が多く、記入率は改善すると思われるが、記入の正確性は低下する可能性がある。
14	4	郵送やオンラインなど、回答者の生活環境にあった回答方法が選べる様により、回答率や記入率は上がる。正確性を重視するためにオンライン回収を勧め、入力チェックやクロスチェックなどを行える様にする。また紙面においては、正確に回答できるフォーマットに改善する。調査員の負担が大きくなれば、正確性や回収率の向上を求めることは困難であり、調査員の継続的な確保も大変難しくなることが予想される。
15	4	記入率は向上するが、正確性は落ちると思われるが、トータルとして集計母数を増やすことになる。
16	4	現行の調査員が回収時に審査することに比べると記入の正確性が下がり、回答漏れが増えると思われませんが、プライバシーの観点からオンラインや密封方式であれば記入率は上がると思います。
17	4	今年度から実施するため、回答することができません。

18	4	記載方法や調査内容がわかりにくいいため、現行に比べ、調査員が回収時に記載指導やチェックができないため記入率は落ちる。しかし現在は調査員に見られたくない調査対象者が多いため、郵送回収の方が正確な情報を書いてくれやすい人もある。
19	4	手引き等をわかりやすくするという前提であれば、記入率や記入の正確性は改善すると考えられる。
20	4	現行において「封入提出」を認めている（調査員・福祉事務所及び自治体での記載内容の審査ができない）ため、回答しようがない。
21	4	調査員が現地で受け取る際の審査がないことにより誤表記が増える可能性が考えられるが、その分、見られないことによる安心感から正確な数値が提出されることが考えられる。
22	4	日中不在宅が多いため、郵送による回収は有効的。 ただし、郵送による回収によって、それ以外の方の回収率は低下すると考える。
23	4	郵送という密封性が確保されると記入率が上がる可能性も考えられるが、密封する事で記入の正確性は減少すると考えられる
24	4	記入率については改善すると思われるが、記入の正確性については不明
25	4	回収率は上がるが、記入率、正確性は下がる
1(5)①-2選択理由（もっとも望ましいと感じる調査時期で6月又は7月の同時実施を選ばない理由）		
1	1	後続調査時期が被る可能性があるため
2	2	従来から調査方法の変更等があるのであれば、周知・説明等に十分な時間を要すると思われるため。
3	1	調査員をお願いする際に7月から忙しくなるので引き受けれないという声があるため。
4	2	6月実施とした場合、旧新年度をまたいだ対応が必要となり、業務の継続性に支障があるため。
5	2	6月実施の場合、4月に担当者が変更になった場合は日程的にタイトになってしまうため。
6	1	本県の調査員の方は比較的高齢の者が多く、調査対象地区が広くなるとすれば、暑い時期の連日の業務はなるべく避けたほうがよいと考えられるため。
7	2	年度をまたがず調査の準備ができて、同職員が担当できる。
8	2	世帯の移動が多い時期（3月）からなるべく遠ざけたほうがよいと思われる。
9	1	現行どおり。
10	2	6月実施だと慌ただしいため
11	2	6月実施の場合、調査票配布等の事前準備期間が年度末をまたぐため、異動等で担当が交替すると対応が遅れる恐れがある。
12	2	現行の世帯票調査では、新年度早々に調査がスタートし、担当者が変わった場合などは特に準備期間が不足するため。また、所得票調査未経験の調査員のための指導にも時間を要するため、実施時期は遅いほうがよい。
13	2	7月同時実施の方が、準備に必要な時間を十分にとれるため。
14	3	準備期間が十分に確保されていれば、冬期以外いつでもよい。
15	2	6月実施の場合、年度初めからの準備時間が少ない
16	1	調査員には高齢の方も多く、気温が高くなりすぎると、体に負担がかかると考えられるため。
17	2	保健所等の職員の異動等に対応する時間が増えるため 調査員を確保するための時間が増えるため
18	1	熱中症などの恐れがあることから、調査員の体調に配慮し、夏期を避けて実施すべき。
19	2	6月に調査を実施する場合、調査員の推薦や、調査員との打ち合わせ会議等を、3月4月の年度の切り替わりの繁忙期に行わなければならないため、負担が大きい。
20	2	規模が大きくなるのであれば、準備期間が必要。
21	2	6月実施は、新年度における準備期間が短い。
22	2	新年度の体制に移行してから、調査日までのスケジュールがタイトなため。
23	2	6月の場合、準備が3月から始まるため
24	3	一概には言えないと考える。
25	1	早い時期に業務が終了するほうがよい。（現在の所得票の〆切がお盆の頃なのは、担当者としてはつらい）
26	1	準備調査期間を含めて調査員が活動しやすい気候であるため。
27	3	保健所においては少ない人員で行っているので多忙な時期と重ならない時期が望ましい
28	3	過去の所得票・貯蓄票調査の基準日であるため。
29	1	6月に同時実施された場合、調査票回収・集計が早まるとともに、概要・結果等の公表時期が早まるのではないかと考える。
30	3	6月・7月のどちらでもよい
31	2	社人研調査と併せて世帯を訪問でき、調査員の負担軽減を図れるため
32	1	現状、問題なく運用できているため。
33	1	7月は気温が高く、調査員の負担が大きいから。
34	3	秋頃。現行では、4月異動してきた職員は非常に大変。
35	2	調査地区が拡大されることによる準備期間を見込む必要があるため
36	3	同時は、対象者の負担は減ると思うが、調査員の負担が大幅に増えるので、同時は不可能だと考える
37	2	調査準備に時間を要するため。
38	3	現在調査準備が2月から始めており、4月の人事異動等で引き継ぎが難しい。
39	2	説明会の実施や調査員の任命などの準備期間の確保のため、遅い実施が良い
40	3	6月7月どちらも一長一短ある。
41	2	6月の場合、年度当初からの準備が必要になり、現状でも対応に苦慮している。
42	1	7月は、休暇時期なので長期不在者が多いと予想される。
43	2	調査員の任命等、調査の準備が6月調査では日程的に厳しいため。
44	1	後続調査時期が被る可能性があるため
45	2	従来から調査方法の変更等があるのであれば、周知・説明等に十分な時間を要すると思われるため。
46	2	7月に準備する方が余裕を持って準備できるため。
47	3	地方自治体の人事異動は4月であり、調査担当者が変更となることも多く、事業の精度を確保するには、説明会等を4月から始め、調査時期を1～2ヵ月遅らせて頂きたい。

48	2	・調査内容に所得票及び貯蓄票の内容が加わるため、各保健所での準備(保健所職員での共通理解から調査員確保、調査員への説明等)が6月実施には間に合わない。
49	3	議会期間である6月に調査票の準備等や調査を行うのは難しい。
50	3	同時実施することで、調査員および世帯の負担が大幅に増えるように感じるから。(現行のままを支持)
51	1	現在この時期に行っているため取り組みやすい。
52	2	従来の所得票・貯蓄票調査時期に合わせるのが現実的
53	2	7月に実施し、調査期間を長めにとることが負担の軽減になると考えられるため
54	2	調査員の確保に時間がかかることが予想されるため。
55	2	周知、調査、集約期間を考慮
56	2	人事異動等もあることから、6月よりも7月の方が準備がしやすい。
57	1	調査そのものには時期はあまり影響しないように思われるが業務の配分上1が望ましい。
58	2	調査準備に時間を要するため。
59	2	4月に人事異動があるので、6月実施は対応が困難。世帯票は別の調査の親標本ともなっているので、時期を遅らせることに支障はないか。
60	3	同時実施であれば、6月、7月どちらでもよい。
61	2	人事異動の時期、また他の業務等も多忙な年度末及び新年度当初の真っ只中における準備のため。
62	2	住民税特別徴収税額の決定・変更通知所等が送付されるのが、6月以降であるから。
63	3	【6月】○7月(夏休み期間)は不在の家が多く、調査員確保が難しい。 ○夏場は調査員の負担が大きくなる。 ○調査日が夏休み近くになり不在が増えるので、直接回収の場合は回収が難しくなる。また、気候的にもだいが暑さが増す時期なので、調査員に負担がある。 【7月】 ○年度末から年度初めに事務が集中している。担当業務の引継ぎや一度に配付する資料が増加することを考慮すると、7月実施が望ましい。 ○調査員選任に時間がかかると思われるため。 ○担当者が異動職員の場合、異動直後に調査票の仕分け、調査員への説明の必要が生じ、調査票の内容を理解して説明するには時間が足りないと感じる。 ○月には大きな会議がいくつかあるため ○準備調査が4月下旬頃だが、引越越し時期のため、地区の把握が難しくなってしまう。 【その他】 ○真夏の調査員の訪問の負担を避けて9月又は10月調査が良い。 ○夏休みを過ぎた秋ごろがいい
64	2	6月実施だと、5月の支出額を記入してもらうことになるが、その説明をする4月下旬～5月初旬はGWと重なり、出かけている人が多く調整しづらい。5月GWや新生活開始等があり他の月より多額の出費があるように思う。また調査の準備も前年度末からとなるので他の事務の繁忙期と重なる。
65	2	人事異動のある年度初めより、時間的に余裕ができる。
66	1	所得に関する事項については、確定申告等税金に関する手続きをする時期に近い方が、対象者も回答しやすいのではないかと。
67	2	5月から6月に住民税が決定し通知されるため
68	1	7月だと気温が上がり、調査員が大変になるから
69	2	準備事務が増加するため、準備期間が長い方が望ましい。
70	2	調査準備及び関係部局との調整に時間を要するため。
71	2	6月では準備期間が年度替わりにまたがり準備作業、決裁や調査員の選定など日程的にタイトであったり、担当者の移動で説明に時間を要したりする。
72	1	配布時期の天候や気候が少しでもよいと考えられるから
73	3	どちらでもよい
74	2	6月の場合、前年度から準備、新年度早々実施のため
75	3	6・7月実施ならば、調査準備の時期が3月～4月となるため、人事等の異動などで忙しい時期になる。2月頃調査実施が可能であれば、事務的にも、だいぶやりやすくなるのではないかとと思う。
76	1	現行の保健所の実施時期に併せて保健所において実施することが最も効率的と考えるため。
77	3	同時実施であれば、6月、7月どちらでもよい。
78	1	調査員は高齢の方も多く、7月実施だと最近の猛暑では健康面(熱中症)が心配
79	2	標本規模の拡大や調査ルートの一元化により、保健所または福祉事務所における調査員の確保等の準備作業に相当の時間を要すると思われるため。
80	2	6月は議で多忙で対応できない。調査の準備期間が短い。
81	2	調査区が増えれば、調査員の選任等調査の準備に時間がかかると考えられるため。
82	2	6月に市民税が決定し通知されるため
83	2	現行の6月上旬では、準備を3月から開始する必要があるが3～4月が繁忙期であり、準備がなかなか進まないし、5月に大型連休もあるので、準備期間が短い。また人事異動により担当者の変更も想定されるため、調査員への説明も十分に出来ない場合もある。
84	3	夏は、日射病や熱中症など、調査員の体力的負担が大きいから。
85	1	夏の暑くなる前の時期に、実施する方がよい
86	3	4月から7月にかけては、本業務が多忙のため(地区割り、担当者変更による事務など)。
87	3	①調査員が実地調査をする上で気候がよい時期、②調査準備(調査員や説明期間の確保、調査用品の用意等)が十分確保できる時期が望ましい。
88	2	新年度から準備を行った場合、丁度その時期になるため。
89	3	【理由】これまでどおりを行うことがよい。
90	3	6月でも7月でもどちらでもよい。
91	2	外が暗くなる時間が遅くなるので、調査員が活動しやすい。 6月だと人事異動で担当が替わった場合余裕がない。

92	1	6月の調査は7月の調査と比べ調査地区が多く、実施時期としてより浸透していると考えため。
93	3	望ましい時期がいつかはよくわからない。
94	1	調査員回収の場合において、熱中症対策の1つとして。
95	2	4月は異動時期で担当者の変更があるため7月実施の場合、変更後担当者の準備ができる。
96	3	現状で同時実施は難しい。6月調査では準備が間に合わない。
97	2	毎年、6月実施のために多忙な年度初めより事務をしているため、可能な限り時期を遅くしていただきたい。
98	1	7月実施の場合、猛暑時の調査員の体への負担が大きいため。
99	1	調査実施は早い方がよい
100	2	従来より大規模調査の際、対象地区設定が2月では4月の調査員説明の際に対象自治区代表との打ち合わせが間に合わず、6月調査に支障をきたしているため。
101	3	調査員回収をする場合は6月が望ましい。今年度7月実施であったが、調査員の熱中症等が心配されたため。郵送回収、オンライン回収の場合は7月でも望ましいと思う。
102	1	7月同時実施の場合、社会保障・人口問題基本調査の調査時期と調査地区が重なるため、調査対象者と調査員の負担が大きくなる。
103	2	6月実施の場合、調査員依頼が年度初めとなるので、繁忙期と重ならないようにするため。
104	3	調査時期はどちらでもあまり変わらないと考えます。
105	2	調査準備開始から調査実施までの間で年度が替わると、行政の事務担当者の異動と自治会役員等の異動で事務の連続性が途切れる不効率があるため、6月よりは7月以降がよいと思います。
106	3	今年度から実施するため、わかりません。
107	3	現行の6、7月は梅雨時期で悪天候が多く、調査員にとっては調査しづらい。又、4月に異動が多いため担当者が変更になり、相応に準備期間も必要なため8月実施が好ましい。
108	3	6月や7月の実施となると新年度前後から調査員の確保や調査の準備に取りかかる必要があり対応困難である。調査時期を遅らせるべきではないか
109	2	必要な準備時間を確保するため
110	1	気候的に調査員の負担が軽く、かつ季節的に在宅率が多いと考えられる。
111	1	7月には、社会保障・人口問題基本調査があるので、調査の重複を避けるため。
112	3	今まで通り保健所と福祉事務所で別実施でないと同時実施は不可能。
113	1	同時実施であれば、6月、7月の大差はないと思う。
114	2	6月実施は、年度末から準備を始めることとなり、業務繁忙期や人事異動時期と重なるため。
115	2	調査員の選定を4月から準備することができ、人事異動による職務遂行がスムーズにおこなわれる。
116	2	準備期間をより長くとれるため。
117	2	人事異動により担当者が交替すると、事務に支障が生じる可能性が大きい。
118	1	7月実施の場合、鹿児島では準備調査が梅雨時期になるため。
119	3	大規模調査時は、準備時間を要するため7月の実施としていただきたい。
120	3	調査時期よりも実施期間をどの程度取るかが重要と思われる。
121	3	真夏の暑い時期や、冬の積雪がある時期は調査員に負担が掛かるので、6～7月が望ましい。
122	1	現行の調査時期から変更する理由がないため
123	1	基本となる世帯票の基準日に合わせた方が良いため。
124	2	現行と同じため
125	1	7月は調査対象者が不在の場合が多いと考えられるため。
126	2	新担当者が業務を担当した場合の負担の軽減のため
127	2	調査準備等に時間的な余裕を持たせるため
128	1	毎年実施している調査であるため、時期の変更は望ましくないと考える。
129	1	気候が安定しているため
130	1	夏の暑さを考慮するため
131	1	早い時間に実施することにより、調査期間を増やすことができる。
132	3	どちらでも構わないが、調査地区の決定から調査日までの期間が短いと、記念品の購入やその他書類等の準備の時間がなくなるため、その期間は十分にとってほしい。
133	2	当課としては例年7月に実施する年間スケジュールを組んでいるため
134	2	調査員の確保や調査員への説明に時間を要する。
135	1	暑い時期を避けたほうが活動がしやすい。
136	2	余裕を持って実施するため。
137	1	比較的福祉事務所の処理事務が少ないため
138	2	準備期間を長く取るため
139	2	どちらかの月に同時実施するのが望ましいと思う
140	2	準備期間確保のため。
141	2	梅雨時期ではあるが、夏の暑い時期にくらべると良いため
142	1	気候による調査員の負担軽減のため
143	3	梅雨時期や暑さの厳しい時期のため、調査票が濡れたり、調査対象者の心理状態が良くない場合があり、調査に支障をきたすと調査員からの意見があったもの。
144	2	6月では準備期間の確保が難しいため
145	2	6月では時間的余裕がない。
146	1	7月は調査員が猛暑の中で調査を実施しなければならない。
147	2	調査開始までの準備期間がとれる
148	2	6月は議会・決算とも重なり、作業ができない。
149	3	3月に研修に出席しても人事異動で無駄になったり、その他の仕事で年度初めは忙しく統計にとりかかれるか不安
1(6)①-6その他事例（調査対象者からの問い合わせ内容の具体例）		
1	1	本当に国の調査なのか。回答しないと罰則でもあるのか。

2	1	調査の目的と効果、政策への反映が行われるとは思えないなど、苦情とは別の視点から問われた。
3	1	調査を断った場合の罰則、統計法について。
4	1	①人に見られたくない情報を多く記載しなければいけないのに、封をせず調査員に渡さなければならないことに抵抗を感じる。（どうしても抵抗があれば封筒を利用できるとお答えしたが、あま納得されていないようだった） ②このような非常に個人的な回答をさせて、生活の向上に役立っているとは思えない。（調査の目的を説明しても納得されていないようだった。）
5	1	調査への回答拒否に伴う罰則について
6	1	・何度も調査対象になるのはおかしい。・本当に国(町)の調査なのか。
7	1	・調査票の郵送の可否 (調査員への直接提出を嫌がるため)
8	1	・調査票の設問について
9	1	・調査地区選定方法 ・この調査で自分たちの生活がどのように変わるのか ・調査拒否、拒否時の罰則
10	1	回収方法
11	1	調査員に中身を見られたくないのに、郵送対応にしてほしい
12	1	・調査拒否
13	1	調査対象の選定方法、実際の活用方法等
14	1	調査の協力が、実際にどの政策に生かされたのかをお知らせしてほしい。
15	1	調査辞退
16	1	調査に協力しなかった場合の罰則の有無 【調査員からの問い合わせ内容】 面会できない、調査に応じてもらえない等の事例への対応方法
17	1	調査員の任命方法について
18	1	調査地区の選出方法
19	1	どうしてもしなくてはいけないのか、拒否したら罰則があるのか。また、調査の主体はどこか（本当に保健所が行っているのか）。
20	1	調査票の提出方法について
21	1	郵送での提出はできないのか。
22	1	郵送で回答はできないのか。
23	1	対象地区の選定方法について（苦情の一部）
24	1	調査員証を身に付けていても不審者ではないかと不安に感じた市民からの問い合わせがある程、不審者や個人情報保護など様々な面で敏感になっている中、平成23年6月3日付け事務連絡「平成23年国民生活基礎調査をかたった不審電話について」の様な事例もあり、より一層不信感を抱く市民が増え、現場での調査員への負担は大きくなる事が予想される。調査員の安全面を第一に考えても、対面方式のみでは調査員への負担も大きい。
25	1	提出方法について
26	1	対象世帯を抱える町内、マンション管理業者等の関係者からの苦情問い合わせも多い
27	1	4苦情に含まれるのかもしれないが、調査に回答しなかった場合どうなるのか。
28	1	詐欺でないかどうかの確認。（調査が本当に実施されているのか）
29	1	調査についてと苦情によるものの大半が、調査してなんの意味があるのか、又は調査結果から具体的にどうい う政策や制度が取られたのかという質問が多い。
30	1	「調査の必要性が分からない」「調査は義務なのか？」という問い合わせがある。
31	1	個人情報の取り扱いについて（郵送したい、封筒に入れて（封をして）提出したい等。）
32	1	郵送・オンライン等で調査報告をしたいという要望
33	1	個人情報の管理について
34	1	調査対象地区、調査員氏名等
35	1	税に関しては納税金額から把握できるのだからそれを利用すべきだ、等。
36	1	個人情報に関する事
37	1	調査の回答を拒否するという内容
38	1	なぜ調査対象に選ばれたのか。他省庁など複数の調査対象となり、負担が大きい。調査対象外の人と不公平であるので、協力したくない。など。
1(6)②-2問合せ番号（コールセンターでは対応不可能な問い合わせの内容の具体例）		
1	1	3. 訪問希望時間等の連絡があった場合。
2	1	3. 調査員の訪問時間についての連絡、4. 苦情
3	2	3（コールセンターをどの規模に設置するか（国・都道府県・保健所単位）不明であるが、いずれのレベルにおいても調査員毎に訪問時間を調整して連絡するのは困難と思われる）
4	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
5	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡、4. 苦情
6	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
7	1	1. 調査について、2. 調査票の記入のしかた、3. 調査員の訪問時期、4. 苦情
8	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
9	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡、4. 苦情
10	2	（全ての番号に該当）直接の対話でないと解決できない問い合わせもあると思われるため。
11	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
12	2	4 苦情、5 特に、地域事情に関する事
13	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡

14	2	「3. 調査員の訪問時間についての連絡」：（調査員回収の場合）対象世帯不在確認後の再訪問のタイミングが各調査員によりバラツキがある。そのため、コールセンターで受けた希望の時間帯が調査員に伝えられる前に、調査員が再度訪問してしまい、世帯とトラブルとなってしまうことが懸念される。
15	2	番号というよりは、直接の対話でないと解決できない問い合わせもあると思われるため。全ての対応は、不可能と思うだけで、問い合わせ先としてはあった方がいいと考える。
16	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
17	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
18	2	3と4のうち調査員関係など地域特有の問題については全国一律では対応困難。
19	2	個々の対応時間について対応するのは難しいと考えられる。
20	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
21	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
22	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
23	2	1.3（問い合わせ内容は上記①の複数の項目にわたるケースが多い）
24	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
25	2	3などの細かい調整事項
26	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡、4. 苦情
27	2	4. 苦情
28	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
29	2	3. 調査員の訪問時期、4. 苦情、5（調査員の説明を聞いても、保健所へ来所するので聞きたい。）
30	2	2. 調査票の記入のしかた、3. 調査員の訪問時期、4. 苦情
31	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
32	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
33	2	「3. 調査員の訪問時間についての連絡」は不可能と思われる（訪問予定日当日に日時変更について連絡を受けることが多いため）。
34	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
35	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
36	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
37	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡（ただし、郵送回収などを取り入れれば対応可能である）
38	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡 訪問希望時間は保健所等が間に入らざるを得ない
39	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
40	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
41	2	世帯から調査員への回収日時の変更連絡についてはコールセンターでの対応はできないため。
42	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
43	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
44	2	3番・5番調査対象者から調査員までに間に挟む機関が多いと伝達ミスや、素早い対応が難しくなるため。
45	2	3（対象世帯の都合と、調査員の都合とを調整し、それぞれに連絡する必要があるため。）
46	2	1. 調査について、4. 苦情
47	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
48	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
49	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
50	2	4. 苦情
51	2	調査員の訪問時間について、コールセンターで把握することが困難。 調査員に対する苦情をコールセンターが受けた場合、その改善対応が困難。
52	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
53	2	3. 調査員の訪問時間についての連絡
54	2	4. 苦情 25年度調査において、国ではなく身近な市へ苦情を言わなければ気が済まないという方が多かった。
1(7)①-3その他[6]事例（所得票・貯蓄票の都道府県別結果についてのニーズの具体例）		
1	6	ドロップダウンリスト1～5の項目全て
2	6	他部署から問合せがあったことはあるが、使用目的までは不明。
3	6	県内の統計業務に活用。
4	6	少子化対策、健康対策、高齢化対策など
5	6	ニーズがあると思うが、当センターは集計部門であるため、具体的な適用分野や恒常的なニーズとなるか等を判断できない
6	6	1から5までそれぞれ活用することが考えられる。
7	6	上記の1～5全てに活用可能
8	6	地域の健康・保健事業において、所得と健康問題を結び付けやすくなり、より現実的な対策が期待できる。
9	6	ドロップダウン1～4 1. 高齢者対策、2. 児童福祉対策、3. 雇用対策、4. 低所得者（貧困）対策に該当
10	6	各種政策判断の際の参考となる。
11	6	1～5のうち必要な対策
1(9)①工夫・意見（対応案をより実現性の高いものにするための工夫などの意見）		
1		国の予算上の問題もあるとは思いますが、可能な限りオンライン調査の導入について御検討いただければ幸いです。
2		各保健所、福祉事務所へのアンケートに加え、調査対象者やパブリックコメント募集の実施。
3		質問項目の大幅な削減
4		調査内容の単純化
5		調査実施期間（提出期限）を延長しなければ大変厳しいものとなる。
6		回答のオンライン化

7	調査票の記入内容が増えるので、問い合わせの対応は原則的にコールセンターで行い、回収は国への直接郵送(*)か密封回収としていただければ、検討の余地はある。 (*)郵送の場合、自治体での取りまとめの必要性は感じられない。
8	「国勢調査ですら郵送が可能なのに、なぜ調査員に渡さなければならないのか」という声は強い。郵送、オンラインに切り替えるべき。
9	調査対象者に回答への動機付けが肝要。例えば、記入者謝礼品は回答した者に千円程度のクオカードを進呈するなど実利的な面と、調査結果が政策に反映されて暮らし向きが良くなる実感を持つ、という心理的な面の双方が求められる。
10	・平日は調査対象者が仕事を終えてから調査票を記載することが想定されるため、コールセンターの対応時間は土日と平日で別に設定されることが望ましい。
11	調査票の回収率維持向上のため、郵送・オンライン回収併用が望ましい。
12	国でコールセンターを設置することを前提に、対応案を検討した場合、どちらのルートに一元化するかが最大の課題となると考えられるため、厚生労働省が主体となって調整を行うことにより実現性が高くなると考えられる。
13	十分な事前周知を実施し、調査回答者の理解を得ておく。
14	調査員の負担を減らすには、対象地区、世帯を減らすか、調査員報酬を上げないと協力してくれる人が少なくなると思われる
15	・電話での聞き取り調査（コールセンター）。
16	・調査事項の縮減
17	「国民生活基礎調査」自体の認知度を一層高めるとともに調査結果の用途や役割を国民に明確にPRする必要がある。
18	調査票を郵送投函した世帯にのみ、記入者手当を返送することにしたなら回収率が増加するのでは。
19	国の予算上の問題もあるとは思われますが、可能な限りオンライン調査の導入について御検討いただければ幸いです。
20	・調査票回収方法は基本の回収方法の一つ(他は例外的措置)に絞らなければ、保健所での対応に混乱が生じる。特に、郵送回収とオンライン回収、調査員回収とオンライン回収というかたちで複合させた場合、各保健所による審査の段階でオンライン回収の結果を名簿に反映させることができなくなり、回収状況が一元的に管理できない結果、調査票情報が散逸する危険性がある。
21	都道府県、市町村を介さず、国が直接調査対象者へ郵送、回収すべき。
22	郵送回収を主体にし、郵送提出先を国にする等自治体負担の軽減を検討してほしい。
23	コールセンターを設置する場合、コールセンターと自治体及び調査員との連携を明確にして、調査対象者からの問い合わせにスムーズに対応できる体制づくりを構築する必要がある。
24	調査世帯数の増に伴う、調査員手当の増額。但し、全て郵送回収にする場合は、必要。
25	質問内容がほぼ福祉に関するものであり、また対象世帯が大規模調査時の5倍にも増大するなら、市町村の福祉部門で対応する方法の検討をお願いしたい。
26	新調査票イメージ案は、確かに、調査項目数は増加するが、コールセンターを同時に設置して、いつでも問合せ可能にすることで、負担感は減らせるのではないかとと思われる。
27	○調査対象者が調査協力できるような対応が必要。対象者（住民）へのアンケート調査などで、統計調査の母数としての回収数の担保、精度の確保に必要な対応を検討できるとよい。 ○調査員報酬の維持 ○所得票及び貯蓄票は審査拒否世帯が多く、苦情も多い。調査員経験者の中には「嫌な顔をされるから」と、再び受けてくれない場合もある。郵送回収を基本とし、最低限密封回収としないと調査員の確保自体が難しい。
28	調査票を回答しやすいものに見直すこと、結果の公表を大々的に行うことや、事前のPRに有名人を起用するなど、調査の知名度(認識度)を上げる。
29	より回答しやすい調査票の作成（世帯員票から所得票・貯蓄票の内容を分けることも一考）
30	世帯への調査票配付から回収日までの期間拡大。
31	対応案の調査規模・調査票の内容から、郵送回収の導入は不可欠であると考える。
32	所得票の記入は複雑な為、項目をもっと簡素にしてほしい。
33	調査項目による密封回収の導入
34	調査ルートの一元化し、世帯票規模で所得票調査をおこなうのであれば、アンケート方式など調査票の簡素化が必要である。
35	被扶養者（専業主婦や子供）が所得票を記載する場合の記載例。※パッと見て回答が難しいと感じると協力してくれない率が高くなる
36	所得や貯蓄など調査員に知られたくないから回答したくないという苦情が多いので、直接厚生労働省に調査票を送付するほうが回答してもらいやすい。
37	調査項目を整理し、調査期間を延長すれば可能
38	調査を積極的に広報・趣旨説明することにより知名度・信頼性の向上を図る。調査項目が増えれば増えるほど調査員が対象者宅でチェックをすることに対する抵抗感が増す。
39	人員の確保（補助金等の財源措置）
40	統計担当部署で対応（市内部の問題かもしれませんが）
41	大規模調査年の介護票のように、所得・貯蓄部分だけ冊子を分け、該当世帯も一部地区とする。
42	調査対象者にとって所得や財産に関する事項は調査員にも見られたくないという声を多く聞くので、希望者には郵送回収が良いと思う。また、それが何のための資料になるのか具体的な説明が必要なのではないかと感じる。

43	インターネットや郵送など調査方法拡充などの見直しを行い、調査対象者の都合に合わせて回答方法が選択できるようにする。特にオンライン調査では、調査対象者の他人の目に触れることなく、入力チェック機能によりデータの入力ミスを防ぐことができるため、オンラインによる回答を普及させることにより正確性の向上が期待できる。調査員や自治体の負担軽減だけでなく、データ集計にかかる負担も減らすことが可能である。また、コールセンターを設置する際には、就業者など生活時間が多様である回答者のために夜まで開設する必要がある。
44	アンケートの冊子が厚くなるほど、記入する意欲が反比例すると感じているので、工夫が必要と考える。
45	国勢調査と同等の認知度に引き上げる（調査内容も含め）
46	国勢調査と同様、郵便回答ができないかと世帯からよく聞かれるので、実現させてほしいです。
47	調査員確保が困難なので、報酬増を検討いただきたい。
48	調査員確保のため、調査員手当の増額。郵送回収になる場合、国が郵送料を負担。
49	調査票回収をスムーズに行うために、調査員に携帯電話を持たせる。
50	調査会社への業務委託
51	現在でも調査員報酬が調査内容と見合わず安価過ぎるとの声が強い。世帯票調査についても、準備調査含め6.5日計算であるが、対象世帯に数回に渡り全戸訪問し直接の調査説明や調査票の回収は6.5日で到底不可能なため、対応案であれば調査員報酬を大幅に上げなければ、調査員のなり手が全くいない。また記入者謝礼品単価も低いため、調査対象者が記入への意欲がわからない。 調査員のなり手がいない中、調査員の確保も各自治体任せで、どの自治体も調査員の確保だけで精一杯なため、調査員教育や質の向上は全く望めない。そういったところを見直しに含めていないことが問題であり、現状認識されていないように思う。
52	賞金等の金銭に係る部分は、密封調査にする。
53	所得に関する質問は回答が得られにくいと思われる。所得等については、他の手段で情報が得られないか。
54	オンライン回収を採用した場合は、オンライン回収の状況を市で確認できるようにしてほしい。
55	見直し案の調査票であれば、回収にあたっては、調査員による回収でも密封回収とすべきと考える。
56	1 アンケートの結果が有効に国の政策に反映している様を調査世帯に提示する。 2 密封回収で行う
57	説明しても難解な内容が多く、調査票項目の簡易化が必要だと考えます。
58	調査項目はなるべく少なくした方がいいと思われる。
59	調査員を介さない実施方法を検討すべき
60	・対象者数を増やすのであれば、密封による提出にして欲しい。
61	所得票部分は実際の記載例があると、対象者のうち自分で書ける人が増えるのでは。
62	調査員手当・記入者手当の増額。
63	所得について記入したくないという声が多いので、プライバシーが守られ、なおかつ訪問員対応などのないオンライン・郵送という方法を取ることが回答率を上げ、なおかつ回答者への負担が小さいと考えられる。
64	福祉部門で行うことは不可能であり、現在、保健所が一連の作業を行っている中で対応するしかないと思う。
65	市町村の対応人員を増やすのは難しいので、市町村へ調査事務費用払わないで、国がすべて民間に業務委託する
1(9)②有効な方法（対応案以外に有効と考えられる調査方法などの意見）	
1	インターネットにより回答する調査方法
2	紙媒体の回答と併せてインターネットを活用しての回答方法の追加。 ・記入漏れを防げる。 ・集計が簡易 ・各世帯にパスワード配付し重複回答防止。
3	密封回収方式の導入検討を希望します。一昔前のように訪問先で座談するという時代でもなく、導入しても記入率はさほど減少しないと思います。
4	回答した者に金銭的メリットを与える
5	調査員は調査対象世帯への調査票の配布（投函）を行い、調査対象者は直接国へ回答を郵送する。なお、当該対応案を実施するためには、誤記入・誤回答を防ぐため、調査票の簡素化、質問事項の簡略化が必要と考えられる。
6	政府統計とはいえ、所得金額などを書くのは誰も不愉快だと思う。所得票・貯蓄票の内容については、平成25年6月8日の近畿地区事務打合せ会議で質問が出たように、十分な回答内容を得るには、行政が保管する所得情報を活用すべき。 ・折しも、社会保障・税番号制度関連法が成立し、平成28年から順次個人番号の利用開始とのことである。正確な所得把握が可能となることを効果として挙げる制度であるから、国民個々に改めて調査票記入を依頼せずとも、所得情報等は入手可能となるはずである。行政情報を活用する形に調査方式を根本的に改めるよう、要望する。
7	密封回収による提出を可とする
8	世帯員票について、勤労者・年金取得者・学生・乳幼児等にわけると、世帯の負担軽減につながるのではないかと。
9	福祉事務所ではなく、国勢調査等大規模な調査を担当している統計の担当部署で実施すればスムーズに行えるのではないかと。（調査員の確保等）
10	・インターネットでの回答 ・電話での聞き取りによる加筆・修正
11	携帯やスマホ、インターネット等における各種ポイント付与機能を活用したアンケートによる実施。
12	記入者手当は500円程度の商品券などのほうが、記入意識が高まるのではないかと。
13	調査員と調査対象世帯とのトラブル防止のため、事前広報を徹底して欲しい。
14	記入率の低下は個人情報の保護を理由に拒否されることが増えていることから、封入提出方式の導入を検討してほしい。

15	福祉事務所ではなく、国勢調査等大規模な調査を担当している統計の担当部署で実施すればスムーズに行えるのではないか。（調査員の確保等）
16	調査方法を、国勢調査方式に準じた方式で検討してほしい。例えば、回収先を業者にし、一端整理をした状態で行政に報告をもらい必要に応じて、そこから対応していく等。
17	現在は調査票の対面配付が基本のため、調査員には何度も世帯を訪問頂いているが、それでも会えない場合がある。調査員の負担感を軽減するため、3回程度訪問後は調査票をポストに投函してもよいとルールを決め、世帯員票が不足した場合には厚生労働省HPで調査票をダウンロードできる、もしくはオンライン回答できるようにしてはどうか。
18	①郵送調査。回収率は下がるかもしれないが、調査員と対面しないことで貯蓄などを回答することへの抵抗が少なくなるのでは。1回目の郵送で、調査のお願いを送付し、世帯員数を返信してもらう。2回目の郵送で調査票と謝品を郵送する。 ②国勢調査の調査項目に追加してもらう。
19	郵送調査又はインターネットでの調査
20	調査対象者の個人情報保護意識や防犯意識の高まり、単身世帯の増加、オートロックマンションの増加などにより、訪問調査での協力を得ることは年々難しくなっており、今後も難化していく一方である。こうした状況においては、全面的に直接郵送方式（オンライン回答含む）へと切り替え、（回答率・記入率の低下も勘案し）調査件数を膨大に増加させることによって、継続的に有効回答の大量確保を図ることが可能になると考える。
21	密封提出及び直接郵送を可にしてほしい。
22	MYナンバー制導入に伴い、聞かなければ事（貯蓄、教育等）のみの調査
23	抽出した世帯に調査票を宅配業者等が配布し、その中に希望者はウェブ上で回答できるよう、URLとパスワードを記載する。パスワードを知らない人は回答できないようにしておく。クリックで回答できるような調査票とし、すべて回答した場合に金券等の謝礼がもらえるほうが回収しやすいと思う。
24	統計調査の専門機関に委託すること
25	調査員の下準備で、世帯主の名前を聞くことにより個人が特定されるのではないかと懸念感がある。
26	民間委託は考えられないか
27	配布は調査員が行い、回収はすべて郵送
28	不審者や個人情報保護へ敏感になる現場において、調査員調査には限界があり、調査員の確保も大変困難である。実情に合った調査方法を取るべきである。
29	対象拡大、精度向上をとるには、調査拒否者に対する罰則行使か、調査を協力ボランティアへの実施とすることの2択となると思われる。
30	所得関係は税務署から聞いた方がよいと思います。
31	・ 郵送配付、郵送回収及びオンライン配信、オンライン回収・調査対象者への謝礼等、回答しようと思える要因を増やす ・ 回収時の調査員による内容確認をなくし、あくまでも回収のみとする。 ・ 業者委託
32	全くない。
33	国勢調査やその他厚生労働省以外の統計調査との統合
34	質問項目によっては、他の行政機関で把握しているものもあると考えられるので、それらを利用することはできないか。
35	本調査における調査員の役割を、「調査票の配付、回収」から「郵送提出された調査票について被調査世帯を訪問して確認する」等に変更する方が効率的と思われる。
36	民間への業務委託をする。
37	全部を民間委託すれば、回収率がより上がるのではないか。
38	もっと質問をやさしくする。源泉徴収票とか保存していない人も多いため、回答者にはハードル高いと思う。
2①意見・感想	
1	従来の調査のように複数回行う調査と比較すると、実際の負担は少ないが、調査対象者の負担感は大きくなるのが想定され、回収率の低減が危惧されます。
2	質問内容が唐突に変わる印象があったので、質問項目に見だしをつけた方がよいのではないか。（例：あなたの健康状態についてお伺いします等）
3	世帯の本調査に関する認知度が低いという環境上、所得、世帯等について事細かに聞かれることに抵抗される可能性は昨年度同様に考えられるため、国が法律に基づいて実施する調査であることを色付き等の目立つ形で提示するとよいのではないか。（現行案だとまだ目立ちにくい）
4	年々、調査員の高齢化、新しい調査員の確保が困難になっていること及び当調査の複雑さなどにより、調査員調査の限界が見えてきているため、調査員の負担が軽くなる方法で実施していただきたい。
5	そもそも、調査員調査に不慣れな保健所や福祉事務所で調査を実施すること自体、困難ではないか。都道府県及び市町村の統計主管課を通して実施する方法を検討すべきではないか。
6	保健所、福祉事務所どちらも一元化された側にとっては大幅な負担増。提示された一元化案だけでは、「負担軽減」の実感は得られないと考えます。

7	<p>①【コールセンター】コールセンターの対応内容については、都世帯票においては対象者からの問い合わせは数件のため、判断がつかない。設置時間等は、他調査の状況を参考とすればよいと思うが、仮に9時～5時の営業、土日・祝日が休みでは役所と同じで対象者にとってはメリットがないと思う。②【回収方法】保健所を通して都に提出される書類の中には、「調査の手引」を無視したものもあり、理解不足の調査員もいるようなので、調査員と対象者との対面審査がどの程度できているのか心配である。郵送やオンラインによる回収でも、調査員による回収でも拒否はある程度あるだろうが、有効回答数にどれほど違いが出るだろうか（試験調査ができないので、かもしれないが）。また、郵送先については、対象者が不審がらないように自治体宛がよいと思う。③【調査員】都においては調査員の新規のなり手がおらず、高齢になりつつあるベテランに頼っている。全国的な調査員不足の話は聞くが、実際の受け持ち世帯数と調査員の年齢を調べてみてはどうか。④【調査票の設計】世帯部票については、質問1、2、7以外は、世帯員票に移してもいいのではないかと。また、世帯で1枚の調査票を廃止し、世帯員票のみで世帯の状況を知ることはできないのか。</p>
8	<p>2つに分かれていた調査を一本化する事には賛成であり、自治体の負担は減少すると思われる。ただし、調査員一人当たりの業務量は大きく増加すると思われることから、調査員報酬の増額や、調査票の単純化、郵送または密封回収を例外としない等の対応をお願いしたい。</p>
9	<p>郵送にした場合、回収率はとても低くなると思いますが、個人情報保護の意識が強く浸透している中、本調査の内容からみても、調査員回収は嫌悪感が強いと思います。</p>
10	<p>世帯側としては回答項目が減るため、特に問題はないかもしれないが、自治体の負担は増大する。他の業務と並行して作業する中、現行の調査期間（提出期限）では大変厳しい。調査員の確保には市町からの推薦に頼っているが、現行の大規模調査でも厳しいという声が出ている中、対応できるか不明。</p>
11	<p>調査票の記入分量を4割減らし、調査対象を5倍にする場合、単純に考えても事務量は3倍になるため、オンライン化をしなければ調査員の確保の面および事務量増加から不可能と考えられる。調査員による配布等作業および地方自治体による回答確認・調査票送付作業など、時代にそぐわない調査方法となっている。</p>
12	<p>調査員が個別に訪問しても、不在である世帯が多いため調査対象者に面会できることが少なく、何度も調査員の訪問をしてもらった事例が見受けられた。また、調査対象者が警戒し調査に応じてもらえないケースも多くなっている。1人暮らしの高齢者などは調査への回答が困難な場合もあり、現行の実施方法は調査員、調査対象者にとって負担となっている。また、大規模調査時には調査への苦情や問い合わせも多く、回収した調査票の内容審査にも時間を要するなど、自治体にとっても負担感は大きい。調査票の質問内容の簡素化、回答の全面郵送回収の検討をよろしくお願いいたします。</p>
13	<p>世帯票と所得票が2回に分かれていることにより、記入が負担になる等の苦情が多く、また、後で行われる所得票調査については、似たような調査がまた来たということで、本当に国の調査なのか、なりすましじゃないのかといったお問い合わせが多い。2つの調査が一つになれば、負担が軽減されるので大変助かる。</p>
14	<p>調査員の確保状況は、他省庁の調査員調査の実施年によって大きく異なる。他省庁で大規模調査が実施される年は調査員確保が厳しい。</p>
15	<p>保健統計主管部局と社会福祉統計主管部局とで業務の増減が生じ、組織の人員配置や事務分掌の見直しが必要となる。</p>
16	<p>準備調査を実施する調査員数が現行の大規模調査と同程度であれば、調査員確保は何とか可能だが、増員する必要や、毎年大規模調査並みの人数が必要となると確保できるか不明。</p>
17	<p>◆世帯票の調査後、所得票の調査に行くと、「またか」と言われるので、それよりは1回で済むほうが良いと思う。 ◆調査員は、現在でも大規模調査年の世帯票・健康票を2地区担当していただくこともあるので、調査票の内容が増えるだけなら対応は可能と思われる。ただし、審査を厳しくすると、非協力者が増えると思うので、回収率向上と精度確保は二律背反だと思う。 ◆保健所は、本来地域保健対策の推進をする場であり、所得等の府民の生活状況まで把握する部門ではないが、従来から世帯票調査にはかかわっているので、ルート1本化の窓口にはなりうる。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な調査のための最低限の調査項目・客体数と思う。 ・調査対象者が高齢者などの場合、回答にあたり相当の負担感を持つ可能性がある。（今でも審査の際、調査票の字を見ると懸命に記入されていると感じることが多い） ・所得票系の調査対象世帯が5倍程度増加するため、クレームもその分増加すると考えられる。 ・密封回収でない場合、一部の設問に対する回答拒否を含めて、回収率や記入率の低下が懸念される ・都市部を中心に調査対象世帯と調査員のコンタクトがとりづらくなっているため、郵送回収は是非ともご検討いただきたい。 ・昼間不在の世帯が増えて夜間訪問せざるを得ないため、調査員の同行者の制度をご検討いただきたい。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員の確保が非常に困難な状況（特に所得票・貯蓄票関係） ・調査を取り巻く環境や調査員の業務量に応じ、調査員報酬の見直し（増額）が必要 ・所得票及び貯蓄票該当部分については、密封回答でない回収が困難。（概ね近所の方が調査員をされるため） ・郵送方式での回答を実施し、保健所等が窓口となった場合、修正事項発生時の調査対象者への確認業務（自宅訪問等）が増加し負担となる。
20	<p>現状でも調査員の確保が困難である旨は保健所からうかがっており、調査地区の増加及び調査内容によってはさらなる困難が予想される。</p>
21	<p>コールセンター及び郵送回収の導入により調査員・保健所・福祉事務所の負担感が軽減するとともに、対応案により世帯側の協力も得られやすと考えられる。</p>
22	<p>現行の世帯票調査対象世帯に、5つの調査（案では2つにまとめる予定ですが）を行う予定でしょうか？単純に審査量が増えるため、内容審査はかなり適当になると考えられます。一方、記入者負担はそれほど変わらないと思います。なぜなら、この調査が、2回に分かれている調査だということや、ほとんどの方が知らないからです。情報の信憑性を考慮すると、国勢調査と同時に、何年かに1回のみ行うなど、対応が必要だと思います。3年に1回大規模調査を行うことは不変でしょうか？</p>

23	所得票及び貯蓄票の都道府県等別結果として、具体的にどのようなデータが得られるかイメージが解りづらい。
24	併せて調査日から調査票提出までの期間の検討も必要。
25	調査員は、面接拒否や苦情対応に苦慮しており、対象者は、回答の煩雑さやプライバシーの取扱いに躊躇があるので、・調査項目の簡素化・郵送導入・コールセンターでのきめ細かい対応が必要ではと思います。
26	オートロックの住宅も増え、調査員調査の限界を感じている。調査票のポスト配布、郵送回収のほうが現実的だと感じる。
27	従来の調査のように複数回行う調査と比較すると、実際の負担は少ないが、調査対象者の負担感は大きくなるのが想定され、回収率の低減が危惧されます。
28	セキュリティが強化されているアパート等に調査員が訪問できないケースもある。自治体の人員も引き続き削減されており、直接郵送による調査等も検討されたい。
29	・世帯部票のうち、下記の質問を世帯員票の所得票部分に移動させ、世帯主ではなく各世帯員が記載する方式にまとめてはどうか？理由：所得額は世帯員それぞれが回答している中で、支出額及び貯蓄額を世帯でまとめて記載する方法は、現在の世帯内での世帯員個人の金銭管理に合致していないように思われる。「質問4：6月中の家計支出総額」「質問5：貯蓄の種類別の有無/合計貯蓄現在高」「質問6：借入金の有無/合計借入金残高」・所得票部分のレイアウトを下記のとおり変更することで、他の調査事項のレイアウトに合わせることができ、ページ数等のボリュームが与える印象が軽減され、回答率の上昇につながると考えられる。①平成21年までの旧様式に戻し②世帯員4名分のうち左端1列のみ残し③右のスペースには各調査項目の概要や参照する証明等を記載④上記世帯部票の「6月中の支出総額」「貯蓄の種類別の有無/合計貯蓄現在高」「借入金の有無/合計借入金残高」を表側に追加
30	都道府県、市町村を介さず、国が直接調査対象者へ郵送、回収すべき。
31	本事業において、調査員の確保については、本県のどの自治体も苦勞している。調査員の負担軽減を考えると、郵送での提出（できればオンライン提出も含める）を主にするよう進めたほうが良いと思われる。その際、記入の正確さはどうしても落ちてくると思われるので、調査事項をできるだけ簡単にするのも必要だと思われる。 また、従来の保健所及び福祉事務所のルートを改め、国民に身近な自治体である市町村に軸足を置いた手法を検討してはどうか。
32	統合案調査票は、調査票の枚数が多く、書類を書き慣れない一般の方は、最後まで記入してくれるか。
33	調査員から、世帯票はお願いしやすいが、所得票は拒否されることが多く、調査が厳しいとの声がある。調査員の負担増と質の確保が問題。世帯側もプライバシーが赤裸々になるので、記入してもらえるか。
34	(3)①の補足：調査票の回収は郵送回収のみか、可能であれば郵送とオンラインの併用をぜひお願いします。（調査世帯から郵送回収を希望する声が多く寄せられています）
35	現状、本市は県内の約1/6を請け負い、職員一人当たりの負担する比重もかなり大きく、更に対象が5倍に増えたのちの対応は現在の部署だけでは大変厳しい。
36	コールセンターを設置できれば、保健所職員の電話対応等の時間も削減でき、負担感を減らせるのではないかと併せて、統計調査員の負担感も減らせると考えられる。
37	○調査員の高齢化もあり、確保が難しい。調査員が説明しやすい、わかりやすいものが望ましい。 ○所得調査は、各家庭の所得状況を記載することから、調査対象者側がこの調査結果がどのように扱われるのか不安に思い、問い合わせの多い調査である。調査の標本規模の拡大の必要性はあるかもしれませんが、郵送送付・郵送回収を検討して頂きたいです。 ○以前の調査で、調査員に調査票記入内容を見られることへの抵抗から、郵送回収に関する問い合わせや調査拒否が多数あった。 郵送回収は、回収率の向上や調査員の負担軽減などにつながると考えられる。 ○調査結果について、小さい単位の統計の方が、事業に活用できる。県単位では、区ではあまり活用出来ず、自治体の負担感だけが増す印象がある。
38	振り込め詐欺などの犯罪や個人情報の流出などに対する警戒心が高まっている中、調査員が訪問することに対する抵抗が高まっているように感じます。答えやすい調査票であることは大前提で、皆さんの回答でこんな対策ができたなどの成果を示すことができれば理解されるのでは・・・と思います。調査時に氏名を尋ねて名簿を作成するのも、見直したほうが良いと思います。（記号番号で管理するなど名前は出ないことを対象者にも伝える。）
39	・対象者は今まで6月と7月に調査が分かれていたことやそれぞれの調査の内容を知らないはず。よって、調査対象となった事実のみで負担であると感じると思われる。 ・調査票が1部で済むこと、調査項目を厳選してまとめ減らしたことについては負担が減ると思う。 ・世帯票の支出額や健康票の意識調査でも個人情報だからと回答した方がいない方もいる。そう考えると、一部とはいえ所得票と貯蓄票の内容が増えることは、対象者からの苦情や照会は増えるかと予測する。 ・保健所では、所得票、貯蓄票を調査したことが無いので、調査地区数が増えることと調査項目として世帯員票に含まれることによる負担を想像することは実際のところ難しい。
40	調査票の種類統合により、今までなら回答していたであろう世帯票、健康票、介護票の内容についても結果的に回答拒否になることが考えられる。
41	6・7月の2回が1回になることで保健所作業の負担は軽減されると考えられる。
42	従来は時期を分けて2つの部署が分担していた業務が一本化され、自治体の担当部署の負担は相当大きい。調査票の内容の多さと説明に要する時間が長引くことにより、世帯側の嫌悪（拒否）感が高まる。特に金銭に関する項目は非常に協力を得にくい内容であり、調査の回答率・回答精度が大幅に低下することが危惧される。
43	調査ルートを一元化した場合、自治体側としては、保健所又は福祉事務所に業務が集中することとなり、負担の増減は部署により異なるため、慎重な対応が必要になるものと思われる。また、世帯側としては、5種類の調査票を整理統合した代わりに調査項目が削減された意識するとは考え難く、実質的に一度に記入する内容が増えるため、負担感が大きくなるものと思われる。

44	<p>保健所に直接電話される方、調査員に質問される方のいずれも、調査の必要性や、個人情報を入力することなどについて、説明してもなかなかご理解いただけないケースが多い。また、質問や苦情以前に、特に若い世代にはまったく無視（明らかな居留守による回収不能が多い）されることが多いと感じている。はなから個人情報を記入するべきではないという意識が相当強いと思われます。さらに、多くの高齢者や若い世代は、たくさんの文字を見るだけで、もう自分には答えられない、面倒だ、と感じているようです。</p> <p>加えて、調査員の確保もかなり困難になっています。調査員経験者に再度調査を依頼すると、以前の調査時に大変な思いをされたとのことで断られるケースもあり、また調査票提出時にお聞きするさまざまな内容からも、調査員の負担の相当大きい調査になっていると感じます。</p>
45	<p>所得票は記載方法がから書きたくない、調査員に中身をみられることに抵抗がある、所得と住民税、保険料について回答をしようとする複数書類を確認しないといけないので、大変であるなどの意見をいただくことがよくあります。特に保険料の計算方法が書いてありますが、これでもわかりにくいみたいです。（今回途中で計算を試みて挫折された方が数人おられました。）源泉徴収票から内訳を計算する方法はないのでしょうか。</p>
46	<p>標本が増えるので、調査への苦情（特に所得と貯蓄）が増えると思うが、現行のように面倒な調査が追加該当した感じは無くなるかと思う。</p>
47	<p>記入率、回収率の向上を検討する場合、郵送回収（直接、厚労省あて提出）やオンライン回収の導入が望ましいと考える。</p>
48	<p>所得は申告しているのに、何故さらに聞く必要があるのかと言われる（税金の無駄遣い）。省庁の壁を超えた情報の共有ができないものか？</p>
49	<p>所得・課税状況に関して調査員による回収が難しくなっており、封筒や郵送による回収など、対象者のプライバシーに配慮した方式に見直すべき。</p>
50	<p>調査員の確保が大変になっている。日中不在だったり、マンションに入れずに調査員が調査票を配布するのに苦勞する。所得や貯蓄などの調査内容に対する回答者の拒否感が強く、調査員が苦情を言われることも多いため、調査員を引き受けてもらえない。調査票の配布を宅配業者等に委託し、回収は高齢者は郵送、インターネットを使う世代はウェブ上での回答のほうが抵抗が少なく、効率的だと思う。</p>
51	<p>調査票を統合することにより、調査員の選出が一度で済むメリットはあるが、所得票の回答を拒否する世帯に付随して、世帯票の回収率は下がると思われる。</p>
52	<p>国勢調査並みにPRしてほしい。職員も現場で対応する調査員も短期間で内容を理解し、説明しなくては行けないので、調査内容が増えると負担が大きく、1部署に大きな負担がかかることになる。</p>
53	<p>負担感が大きい</p>
54	<p>調査票の種類及び配布枚数が多いことで、とりまとめる自治体側に対する負担が大きい。また、調査に協力してくれる人が少ないため、各福祉事務所における調査員の選定作業も大きな負担となっている。国民生活基礎調査を国民に理解、協力してもらえるように、周知をお願いしたい。</p> <p>調査で得られた情報に関しては、活用が想定されている事業ごとに必要情報をまとめるなど、得られた情報が調査した自治体において有効活用できるように、取り組んでいただきたい。</p>
55	<p>一元化等による関係担当部署の事務量の増加には懸念がある。対応案を実施する場合には、市内部で体制等調整、準備を図る時間が必要になると考える。</p>
56	<p>所得票は、密封希望が多かった。所得票の調査対象が増えれば、苦情が増えるのは必至と思われる。</p>
57	<p>現行の調査では、調査員が回収することにより抵抗される場合があるので、郵送回収の導入が望ましいと考えられる。</p>
58	<p>調査協力への意識が希薄化するなかで、なり手不足や高齢化等により調査員の確保は年々困難となっており、郵送やオンライン回収の全面導入、コールセンターの設置といった、マンパワーに頼らない体制整備が必要と考える。</p>
59	<p>国勢調査は協力するけど。。という声も多く聞くので、毎年実施しているこの調査（結果も踏まえ）をメディアや専門家を使って大々的な周知・PRが必要だと思う。</p> <p>質問項目・選択肢が多い印象を受ける。高齢者にはかなりの負担なのではないか。</p> <p>質問21中で「絶望的」「価値のない人間」という表現は不適切ではないかという苦情があったので見直ししたほうが良いのでは。</p>
60	<p>現状では、設問量が多い、（特に年輩の方には）文字が小さくて見えない、調査内容が難しいという意見があることから、協力できないという判断をする人が増えると感じる。</p> <p>また、個人情報への意識や生活環境の多様化などから、回答方法が調査員調査のみであることに対する苦情や不安が多い。特に、所得票や貯蓄票などお金に関するものについては抵抗がある。</p> <p>国勢調査の様に、全国的に大きく広報し理解を深める必要もあるのではないか。</p>
61	<p>新調査票は、容量が大きくまた内容も理解しにくい。受け取った時点で協力を得ることが難しいと感じる。</p> <p>現状の大規模調査年の標本数が保健所業務の限界であると感じる。</p>
62	<p>調査票の標本規模を拡大するためには、調査員の負荷軽減・待遇改善が必要と思われる。</p>
63	<p><自治体の負担感> 必要な経費（人件費を含む）の配当があれば対応は可能 <世帯側の予想反応> 健康情報と所得情報が一度に調査されると、それらをリンクし活用されるのではとの懸念を持たれるのではないか 個人情報保護意識の変化や高齢者対象詐欺による警戒感は大変大きく、従来どおりの統計調査継続は極めて困難な現状である。 任命調査員から聞くと近年は商工労働統計等其他調査では、調査票は郵送密封提出が標準のようだ。もはや厚生統計の開封・面接手法は理解されない。</p>
64	<p>調査結果が行政・事業者・市民に役立っている実感が全く感じられません。苦情だけを受ける調査の印象しかありません。調査世帯も同様のお気持ちだと思います。</p> <p>調査員の方も苦情が怖くて、調査業務を引き続き引き受けてもらえないケースが多くなってきた印象です。</p>

65	・2ルートを1ルートにすることによって、保健所か福祉事務所どちらか一方の事務は軽減されるが、残りの一方の事務は軽減されないと思われる・コールセンターの設置体制は不明であるが、設置については国が実施主体となって行っていただきたい。・これまでの方法であると、調査員あつての実施になっていたの、見直しにあたっては、早急な変更ではなく、十分な検討・説明をいただきたい。
66	もっと国民への周知を徹底してほしい。
67	世帯票と貯蓄票などが別々だと調査対象世帯の方は、「また来た」というように感じるようで、調査員は煙たがられるようですので、調査票統合は行政機関の事務は置いておいて考えると、調査自体には優位にはたらくと考えます。
68	オートロックマンションの増加など統計調査が自治体にとって負担感が増加している現状では、調査専門会社などに業務委託をするほうが効率的と感じます。
69	調査員や担当者がトラブルになり身の危険を感じるケースも年々増えており、調査員調査自体が限界にきている。 現状では苦情も言いながら、しつこく世帯票に答えた調査対象者が、再度訪れた調査員に対し所得票も嫌々回答しているのが現状であり、統合した場合、いきなり一度に答えることになるためトラブルや調査拒否が大幅に増えるだけであると思う。 国勢調査ですら困難を極めている状況で、知名度の低い国民生活基礎調査を調査員調査の方法のまま拡大しても、確実な調査結果は得られない。現状でさえも、調査拒否や虚偽記載などが見受けられるため、この調査の継続自体どの自治体も疑問に思っていることをふまえた上で見直しの検討をしていただきたい。
70	質問内容が多岐にわたるため、対象者からの質問に正確に答えられるかが不安である
71	所得等のお金にかかる質問は調査対象者が過敏に反応する部分です。質問表を統一することにより、所得等に関する質問を受ける調査対象者が増えると考えられるため、今まで以上に、苦情が寄せられると考えます。
72	調査員の専門性がより求められる。調査対象者からの質問、調査票回収時のチェック等が正確に行えなければ、かえって自治体の負担がかなり増大することが予想される。
73	調査票をすべて同じものを配布するとなると、記入しなくていいところに記入したりと、チェックする項目が多くなり手間が増える。調査員を引き続き雇うにしても、2か月をすぎると源泉徴収をださないといけなくなる。事務の簡素化を検討いただきたい。また、調査員を引き続き雇う場合、今までの報酬の上に報酬を支払う必要があり、経費についても検討いただきたい。
74	世帯からはなぜこのように個人情報をお細かく聞くのかという声が大きくなると思う。また一度に大量の個人情報を聞こうとするのであれば、正職員での対応でないと難しい。
75	一元化されることとなれば、保健所か福祉事務所のいずれかで業務が増大する。自治体の負担が大きくなり見直しをお願いしたい。
76	1世帯の資産、借入金への回答は、密封回収でないと数値の信憑性は低下し、回収率が悪くなるのが懸念される。 2平成25年大規模調査時、42地区あり調査員の確保が困難を極めた。これが、5倍に拡大されるとなると実施できないと推測される。
77	世帯に対しては、ボリューム（ページ）が大きく、見づらい（文字の大きさ等）調査票だと拒否感が強くなると思う。
78	所得票等に係る苦情の増加が予想される。また、調査員の確保が厳しくなることが予想される。
79	現状においても所得票、貯蓄票調査への反応は、世帯員票以上に回答への抵抗感を強く受けます。 2種類の調査を併せることで、さらに調査票全体のボリューム感が増えたような印象となり回答への拒否世帯が増えるのではないかとこの感じを受けました。
80	「所得票」部分について、税法による「所得」へのこだわり？が強く感じられる。本調査が税法に基づくものではなく、国民生活の実情を知るために実施するのであれば、「収入と支出の実情」の調査にシフトする方が、より実態に近い調査結果が得られると思われる。 （ほとんどの市民は、日常生活において「収入と支出」の意識はあっても、「所得、課税、保険料」等の意識はない。また、本調査が調査対象者の税台帳に影響しないことを前提としている以上、税法の「所得」にこだわることは、調査内容を難解にするだけと思われる）
81	調査員の確保が非常に困難であることや、調査員が調査票の回収等に苦慮していることから、調査件数の増加は負担が非常に大きくなる。
82	調査票の枚数が増えると調査対象者の負担感が増し、調査員が個別訪問して調査票を回収する場合、調査対象者からの苦情が増えるのではないかと感じた。
83	・所得票への説明をより詳細に記載して欲しい。 ・個人情報を扱う業務であることから、詐欺等の防止の対策として、各地区長や民生委員等、地域への周知を図る必要性について、事務内容に明記して欲しい。
84	調査方法等の議論はあるが、意義のある調査とするため、今回のご提案のように、標本数を増やすべきと考える。
85	報償品の額を上げると協力的になるのではないかと。郵送・オンライン回収の場合の報償品の渡し方はどうするか。オンライン回収では類似サイトがでてくる可能性がある。
86	調査票の直接配布は、調査員への負担が大きい。
87	見直し案を大規模調査の5倍程度で実施した場合、調査員の確保が難しく、調査員にとっても対象者が増加することから大きな負担となり、世帯側にとっても質問項目が増える等大幅な負担増加が見込まれる。
88	自治体としては調査員の確保の負担に懸念がある。
89	各自治体は年々人員削減を行ってきている上、業務が増大していることから、負担軽減をお願いしたい。 また、相当数な苦情処理において、調査員・担当職員は精神的にも負担感が大きいと、苦情が減少するような内容にするなど、国において配慮をお願いしたい。
90	省庁ごとに調査しないで、統計専門の部署が一元化してやって、なるべく重複する内容の調査がないようにする。自治体でも統計専門の課が行った方が効率的。

※保健衛生及び社会福祉のそれぞれを担当する者から重複した回答が提出されている場合もある。

平成 24 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）

○日 時：平成 25 年 1 月 21 日～ 2 月 7 日

○対 象：4 県 6 市

3. 調査方法の見直しについて

(1) 調査のルート等について

①ルートの一元化

- ・ルートを一元化した場合の問題点
- ・現行の調査方法でルートを一元化すると保健所または福祉事務所が世帯票と所得票で二回調査事務を行うことになる。(A 県)
- ・世帯票で地区の確認を行いその後所得、という 2 回調査が続くのであれば、一箇所でやっても煩雑さは残る。(A 市)
- などの問題があると回答した地方公共団体があった一方、
- ・現在もセンターが世帯票と所得票の実査をしているため、特に問題はない。(B 市)
- ・社人研の調査は内容が所得に関するものなどがあるが、保健所だけで行っている。(C 市)
- と回答した地方公共団体もあった。

- ・また、仮にルートを一元化（保健所ルート又は福祉事務所ルート）した場合、そのルートは国で決定すべきか、県市の裁量に委ねるべきか
- ・国で決定すべき (A 県、A 市、B 市、D 市、E 市)
- その理由としては、
- ・全国で統一した調査方法による実施が望ましい。(A 県)
- ・県市で判断するのが困難 (C 県、B 市、D 市、)
- ・県市の裁量に委ねるべき (B 県)

②全票（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）の同時実施の是非

- 「全票の同時実施は可能」と回答した地方公共団体が複数あった。
- ・保健所でも所得票の対応は可能である。(D 県)
- ・1 人の人が 5 種類の調査票を書くのにそんなに負担にならず、1 冊にまとまっているのならそれはそれで分かりやすいのではないか。(B 市)
- ・ルートの一元化や調査票が簡素化されれば可能ではないか。また、一度にやった方が回収率が上がるのではないか。(C 市)
- ・調査票が 1 つになると、調査員記入欄などで調査員の作業も減るので大歓迎 (F 市)
- 一方で、「全票の同時実施に否定的」な回答をした地方公共団体も複数あった。
- ・被調査世帯の負担感が大きくなるので調査への協力が一層得られ難くなり、調

査員の負担感が増大することが想定される。(A 県)

・調査項目が大量であると、世帯票の情報が間違いや欠落などおこるのではない
か。(B 県)

・調査項目を減らして必要なものが得られなくなることが心配 (A 市)

(2) 所得票・貯蓄票の標本規模の拡大について

①標本規模を拡大するに当たっての条件

・世帯票規模で所得票・貯蓄票を調査するためには、どのような問題をクリアす
れば対応可能か (例：調査票の簡素化など)

→ ・調査票の簡素化 (A 県、D 県、C 市)

・郵送回収の導入など回収方法の見直し (A 県)

・調査員の確保 (B 県、C 県)

②都道府県別結果についてのニーズ

・所得票・貯蓄票は全国表章のみの公表であるが、都道府県別 (指定都市別) 結
果のニーズはあるか

(所得票・貯蓄票は、標本数が少ないため、結果表は全国表章のみ)

(相対的貧困率の都道府県別表章のニーズはあるか)

→ 「ニーズはない」又は「調査結果を使用していない」と回答した地方公共団体
が多数を占めた。(B 県、C 県、A 市、B 市、C 市、E 市)

また、

・県民所得 (加工統計) が既にあるので、県別表章は慎重に行ってほしい。
(C 県)

・変な使われ方をすることのほうが心配。例えば貧困率が生活保護需給世帯の
割合より高いと、これまで申請してこなかった人が申請する、などがありう
るので、特に貧困率は全国レベルで十分。(A 市)

などの意見が併せてあった。

一方で、「ニーズはある」と回答した地方公共団体もあった。(A 県、D 県)

(3) 郵送回収の導入について

①調査員が数回訪問しても、面接できない世帯に対する郵送回収の導入を行った
場合に、どのような問題があるか

→ ・郵送回収の導入をする際の判断基準が必要 (B 県、C 県)

・調査員が容易に郵送回収を行ってしまう。(B 県、F 市)

・隣近所で話が広がるため、面接できない世帯のみの導入は困難 (C 市)

などの問題があると回答した地方公共団体があった一方、郵送回収の導入を希望
する地方公共団体や、方法として有効と回答した地方公共団体もあった。(D 県、
A 市、B 市)

②また、郵送回収の導入に伴い、世帯から求められる説明等への調査員や保健所・福祉事務所の対応業務を軽減化するためには、どのような取り組みが必要か（例：コールセンターの導入など）

→「コールセンターの設置」と回答した地方公共団体が複数あった。（D 県、A 市、C 市、D 市、F 市）

その他の意見としては、

・HP に質問用メールBOX の設置（A 県）

・HP に調査票の記入例の掲載（D 県）

など。

4. その他の意見・要望等（関係しそうなものを抜粋）

→・世帯票と他の調査（後続調査含む）を同時期にできないか。（A 県、F 市）

・民間開放を検討してみてもどうか（C 県、D 市、B 市、）

・WEB 調査の導入を検討してはどうか（A 市）

・調査のスケジュールが厳しい（B 市、D 市）

・大規模調査時はコールセンターを設置して欲しい（E 市）

平成 25 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）

○日 時：平成 26 年 1 月 20 日～2 月 14 日

○対 象：9 県 3 市

3. 調査方法の見直しについて

(1) 調査のルート等について

①ルートの一元化

- ・ルートを一元化した場合の問題点
- ・統計主管課で対応できないのか。(A 県)
 - ・現在の人員では対応困難。(C 県、E 県、F 県、G 県、H 県、I 県、A 市、C 市)
 - などの問題があると回答した地方公共団体があった一方、
 - ・保健所・福祉事務所のどちらが良いかは場所によりけり、業務を兼務しているところもある。(D 県)
 - ・一度に調査するのは歓迎する。(B 市)
 - と回答した地方公共団体もあった。

②全票（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）の同時実施の是非

- 「全票の同時実施は可能」と回答した地方公共団体もあった。
 - ・調査員と地域の関係によっては回収率が良くなる。(A 県)
 - ・時期を変えて何回も調査するより、1 回の調査ですむ方が良い (G 県、I 県)
 - ・拒否感が高まるが、やり方しだいではできるのではないかと (B 市)
- 一方で、「全票の同時実施に否定的」な回答をした地方公共団体が多かった。
 - ・回収率が低下する (B 県、C 県、D 県、G 県、F 県、I 県、A 市、C 市)

(2) 所得票・貯蓄票の標本規模の拡大について

①標本規模を拡大するに当たっての条件

- ・世帯票規模で所得票・貯蓄票を調査するためには、どのような問題をクリアすれば対応可能か（例：調査票の簡素化など）
- ・調査員の確保。(A 県、F 県)
 - ・郵送回収やコールセンターの導入など回収方法の見直し。(B 県、A 市)
 - ・6 月配布、7 月回収で提出までの期間を長めにする必要がある。(D 県、A 市)
 - ・調査票の簡素化。(E 県、I 県、B 市、C 市)

②都道府県別結果についてのニーズ

- ・所得票・貯蓄票は全国表章のみの公表であるが、都道府県別（指定都市別）結果のニーズはあるか
 - （所得票・貯蓄票は、標本数が少ないため、結果表は全国表章のみ）
 - （相対的貧困率の都道府県別表章のニーズはあるか）

→「ニーズはない」、「調査結果を使用していない」又は「分からない」と回答した地方公共団体が多数を占めた。(A 県、B 県、C 県、G 県、A 市、B 市、C 市)
また、
・県民所得や県の貧困率への問合せはたまにある。(F 県、I 県)
・どう政策に反映すれば良いかわからない (H 県)
などの意見が併せてあった。
一方で、「ニーズはある」と回答した地方公共団体も具体的なニーズは不明確で「あれば使う」といった程度であった。(D 県、E 県)

(3) 郵送回収の導入について

①調査員が数回訪問しても、面接できない世帯に対する郵送回収の導入を行った場合に、どのような問題があるか

→・複数回の訪問回収をしているため、郵送では現状維持は困難ではないか。(A 県)
・記入不備が増え、正確性が低下する。(B 県、D 県、F 県、G 県、B 市)
・田舎はポストまで距離があるため郵送を忘れる (I 県)
・不在で面接できない世帯には有効。(A 市)
・電話での内容確認ができれば有効 (C 市)
と回答した地方公共団体もあった。

②また、郵送回収の導入に伴い、世帯から求められる説明等への調査員や保健所・福祉事務所の対応業務を軽減化するためには、どのような取り組みが必要か(例：コールセンターの導入など)

→・督促管理まで含めると負担はかなり大きい、個別整理番号など必要。(A 県、B 県、G 県、D 県、I 県)
・一部郵送はかえって煩雑、全部郵送の方が効率的。(I 県、E 県)
・広告 (A 県、E 県、I 県)
・時間が不規則な単身世帯に対応するためコールセンターの導入 (A 県、B 県、E 県、F 県、G 県)
・高齢者、記入困難者に対する対応 (D 県、G 県)
・回答しやすい項目、調査項目削減 (I 県、B 市)
・電話での聞取りによる加筆・修正 (I 市)
など。

4. その他の意見・要望等(関係しそうなものを抜粋)

→・民間開放を検討してみてもどうか。(A 県、J 県)
・WEB 調査の導入を検討してはどうか。(A 県、A 市)
・国を郵送調査の提出先とすべき。(F 県)